

## 調布市福祉タクシー券及びガソリン費助成事業の制度改正(案)に対するパブリック・コメントの実施結果

### 【パブリック・コメント手続の実施概要】

#### 1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和5年9月5日(火)～令和5年10月5日(木)
- (2) 周知方法 令和5年9月5日号市報, 市ホームページ, 市X, 市LINE, 個別通知
- (3) 資料の閲覧場所 市役所2階障害福祉課, 公文書資料室, 各図書館・各公民館・各地域福祉センター, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 神代出張所, 教育会館
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, FAX, Eメール, 専用フォームで市役所障害福祉課まで提出

#### 2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 175件(105人)

##### <提出意見の内訳>

対象者に対する意見	14件
対象外(支給制限)に対する意見	9件
支給方法に対する意見	69件
その他の意見	83件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

項目	No	御意見の概要	市の考え方
対象者	1	新制度（案）で精神障害者手帳1級が対象者に加えられたことは評価できる。	精神障害者の中にも移動に困難を抱える方がいるため、当事者等からの御要望や検討委員会での協議を踏まえ、1級の方を追加する案とさせていただきます。
対象者	2	まず、精神障がい者にも対象者の枠を広げることはとてもいいことだと思います。今までなぜ対象になっていなかったのか？と考えるほどです。	
対象者	3	精神障がい者1級の方への支給一賛成です。	
対象者	4	大宗は、報告書に賛成です。まず、精神を病んでいる方を対象にしたこと。	
対象者	5	対象者を精神障害者に広げられたことは、配慮されてよかったです。	
対象者	6	精神障害者1級の手帳保持者が対象になることは良いと思う。かねてからご要望があったと思います。公共交通機関利用の場合、当事者のストレスも大きいですが、付き添いの方も苦勞されるとお見受けするので、。	
対象者	7	対象者の幅が広がることはとてもいいとだと思います。	
対象者	8	従来の制度で、福祉タクシー券は使わないからいらないという方には送付してないとすれば、新制度の趣旨次第だが、新制度においてもそういう方には支給する必要はなからう。	新制度は、タクシー利用者に限らず、移動に困難を抱える障害者を支援することを目的としております。
対象者	9	難病患者の多くは身体障害者手帳の交付を受けている。難病患者で障害者手帳の交付を受けていない人でも公共交通機関の利用がしんどい方にも対象を拡大すべき。	御意見にあるとおり、難病患者で障害者手帳をお持ちでない方の中にも移動に困難を抱える方がいることは認識しております。対象者については、様々な財政需要がある中、慎重に検討させていただきますが、今後の参考とさせていただきます。
対象者	10	聴覚障害者の方たちにも支給を検討して下さい。	対象者については、様々な財政需要がある中、慎重に検討させていただきますが、今後の参考とさせていただきます。
対象者	11	身体障害者4級でも対象としてほしいです。1人ではなんとかこなしていた移動も子供ができてからしづらくなったので、身体障害があることによる間接的なデメリットは発生しています。	
対象者	12	また、精神障害のある方も移動にご苦勞されていると思うので、対象になることは賛成です。ただ、1級の方だけでいいのでしょうか？	精神障害について、2級の中にも移動に困難を抱える方がいることは認識しており、検討委員会でも意見が交わされました。協議の結果、他の障害と比べ等級による判断が難しいことなどから、このたびは1級のみを対象とさせていただきます。
対象者	13	障害のない高齢者は福祉タクシー券の支給対象にならないのでしょうか？小生に妻が介護同行の場合は福祉車両に同乗できます。妻も健常者ではないので、妻が小生の用事で外出するときには福祉タクシー券が利用できません。小生の用事で外出するとき小生の福祉タクシー券が利用できるようにできませんでしょうか？	福祉タクシー券制度は、障害のため移動に困難を抱える方への支援制度ですので、障害者本人を対象としておりますが、今後の参考にさせていただきます。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
対象者	14	視覚障害、内部障害があります。 身体障害者1級です。よって、現行でも新制度でも対象となる為、なんら不満はありません。	現行制度の対象者に対しては、市としても引き続き支援が必要と考えており、新制度においても対象としております。
対象外（支給制限）	15	2. 所得制限を導入には反対です。 私の場合、所得制限を設けられますと、少しでも額が限度を超えるため対象外になってしまいます。ちなみに、私は介護保険の自己負担は「3割負担」となっています。実態の生活では支給対象になる人と変わらないのに、設けられた限度額を少しでも超えるため、福祉の恩恵から外れてしまっています。私の生活は、本当の高額所得者のような余裕はありません。所得制限と聞いただけで、福祉の恩恵がなくなります。 私は歩くのが不自由で、病院への通院はタクシーでないと行けません。福祉タクシー券は、大げさに言えば、障害でみじめになる自分を行政が援助してくれていると感じ、励みにもなっています。 予算や行政の事務効率を考えることは大事なことでと理解しています。 しかし、予算や事務効率することのみを考えて、本来の目的が何であったのかを忘れないで下さい。 現行の「福祉タクシー券」での存続をお願いします。「福祉タクシー券」の本来の目的・趣旨を忘れないで下さい。	検討委員会からの検討結果の報告を受け、市として所得制限について検討した結果、現在の社会状況や市民への影響等を考慮し、当面所得制限は導入しないこととしました。制度改正に当たっては、御意見にあるとおり制度の趣旨や財政面等を総合的に考慮する必要があると考えております。 また、タクシーを利用できない重度障害者への移動支援も含め、総合的に検討した結果、様々な交通手段に利用できる現金支給とさせていただきますことを考えております。
対象外（支給制限）	16	検討委員会報告書を読むと、第4回のまとめで「移動支援費として所得制限を設けた上で現金支給付とする」、第5回の意見には「所得制限は、課税状況等に応じた支給額にすることも選択肢としてあるのでは」とあります。 この流れでは、なんらかの所得制限を設けての支給になるのでしょうか？ その点が制度改正（案）に記されていないことも不誠実だと思います。 もし、「住民税非課税世帯のみ対象」と制限をつけられると、かなりの方が対象外になってしまうのではないのでしょうか。住民税課税世帯でも、生活の苦しい方はたくさんいます。障害があることで収入が限られたり、障害に伴う様々な支出がある場合もあります。所得制限については、改めて十分検討していただきたいと思います。 個人的な経験では、年収が数千円オーバーして、障害児医療費助成や手当が一気になくなったときは、収入は減り、支出は増え、たいへん苦しい思いをしました。そのようなことがないように慎重なご検討をお願いいたします。	検討委員会からの検討結果の報告を受け、市として所得制限について検討した結果、現在の社会状況や市民への影響等を考慮し、当面所得制限は導入しないこととしました。市としての改正案は、パブリック・コメント開始とあわせて公表した「調布市福祉タクシー券及びガソリン費助成事業の制度改正（案）」に記載の内容となります。
対象外（支給制限）	17	より多くの方に支給するための財源確保に所得制限や課税状況で差異を設けるのであれば、障害の程度（等級）にも差異を設けてはいかがでしょうか。	
対象外（支給制限）	18	今まで支給対象であった方が対象外になってしまうので制限はかけるべきではない。（現在の助成は維持するべき）	
対象外（支給制限）	19	所得制限を設けることに反対します。 対象者は息子ですが、息子が一人で出かける際、タクシーチケットがあるととても便利です。習い事までの道のりや、雨の日に駅まで行くのに使用させていただいておりとても助かっています。 今回の改正で所得制限が入ると、助成が受けられなくなるので困ります。	
対象外（支給制限）	20	所得制限は仕方ないのですが、所得が下がった場合には、すみやかに手続きができることが大切だと思っています。 どうぞよろしく申し上げます。	

項目	No	御意見の概要	市の考え方
対象外（支給制限）	21	障害の等級と収入によって決定されると思います。公平に表などで収入のこの段階で等級がこうだからこの支給制限となると簡単に判断できるものを作っていただきたいです。	検討委員会からの検討結果の報告を受け、市として所得制限について検討した結果、現在の社会状況や市民への影響等を考慮し、当面所得制限は導入しないこととしました。市としての改正案は、パブリック・コメント開始とあわせて公表した「調布市福祉タクシー券及びガソリン費助成事業の制度改正（案）」に記載の内容となります。
対象外（支給制限）	22	所得制限を設けることについては、反対です。 特に扶養家族になっている場合、親権者やその他同居の家族等の収入及び財産と当該障害者の障害の状態に関連はありません。 扶養者の所得に多寡があっても、障害者が移動の際に困難を伴う事実は変わりません。 移動の困難は一生続きます。 対象者から除かれることで、支給されるタクシー券または金銭がないため、障害者本人が家族等に遠慮するなどして、外出の機会が減ったり、外出をためらうことが増えたり、外出先で困ったりすることは絶対に避けるべきだと考えます。	
対象外（支給制限）	23	入所や3か月以上の入院は対象外とあるが、別施設や別病院に移送するための費用はどうするか？健康保険や介護保険で移送に要するための給付があれば別だが。	
支給方法	24	タクシーチケットは主に病院通院などで利用しており、誠に感謝しています。 出来ることなら、支給金額があがればと考えていたところ、タクシーチケットの廃止、現金支給で、しかも支給金額が下がると聞き今後のことを考えると、とても困惑しています。 支給対象を増やしたことで、支給金額が減るのは、現在利用している人にとっては、とても困ります。 支給方法を、現金とタクシーチケット、どちらか選択したら良いと思います。 この場合、現金でもタクシーチケットでも、支給金額は同額が良いと思います。 よろしく願います。	昭和54年の福祉タクシー券の制度開始当初と比べ交通事情も変化し、障害者の移動に関するニーズも多様化していることから、検討委員会では、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給とさせていたたくことを考えております。 なお、金額に関する御意見は今回のパブリック・コメントの対象外となりますが、参考にさせていただきます。対象外の理由については以下のとおりです。 調布市パブリック・コメント手続条例においては、第4条において「適用除外」の規定を設けています。 その内容の一つに「納付すべき金銭及び金銭の給付に関する政策等の策定等をしようとする場合」と規定しており、当該規定に基づき、この度のパブリック・コメント手続において御案内させていただいたところです。 その考え方として、納付すべき金銭や給付に関する政策等については、国が規則や省令などの命令等を制定するに当たり、「負担軽減」若しくは「受益の増大」を求める意見に偏ることが予測され、その案について広く国民から意見等を募集することを規定した行政手続法第39条において手続の対象外としていることから、法の趣旨に鑑みて、調布市パブリック・コメント手続条例においても意見募集の対象外としているものです。 ※上記の内容については、パブリック・コメント手続条例に関する「条文とその解説」として、市ホームページでも公表させていただいておりますので、御参照ください。
支給方法	25	タクシー券を残してほしい。今までの制度のままだがよかった。（金額も含めて）	
支給方法	26	タクシー券が有り難い 出来ればもう少し上げてくれたらいいです	

項目	No	御意見の概要	市の考え方
支給方法	27	福祉タクシー券支給対象者の保護者です。身体障害者手帳を取得してから、福祉タクシー券をいただいておりますが、ほぼ自家用車で外出をしていたので、年度末にあえてタクシー券を使う用事を作り使用していた事もありました。手当としていただける事で、ガソリン費や公共交通機関を利用するために交通系ICカードにチャージするなど、タクシーに限定せずに移動手段に使えることは大変ありがたいです。 次年度より新しい制度になった際には、支給対象となる方にアンケートをとるなどして、障害児・者が何をするために、何を利用して外出しているかを障害種別に調べていただきたいと思います。	御意見のとおり、幅広い交通手段に対応できる支給方法として、現金支給とさせていただくことを考えております。 制度改正後の調査につきましては、外出目的や手段について、市民意識調査や福祉ニーズ調査等の活用も含め検討いたします。
支給方法	28	調布市のタクシー券を毎年頂いて居りますが自家用車で病院へも行く為に毎年使わずにお返しして居ます。 出来れば現金支給にして頂けるとガソリン代に使えて病院へ行く時その他諸々で助かる事が多くなります。 なので出来れば現金支給の意見に賛成させていただきます 現金支給で有れば障害を持ってご家族の方が車を出してくれる時にもガソリン代に使う事が出来ると思いますし何よりタクシーは中々電話をしてもつかまらずに特に天気の悪い日等は電話すらタクシー会社につながりません そうなると自家用車が自宅に有る場合はそちらの方を使う事になります。 是非来年度からは現金支給の方向でお願い出来ればと思っております。	御意見のとおり、幅広い交通手段に対応できる支給方法として現金支給とさせていただくことを考えております。
支給方法	29	ペーパーレス化・電子化が進む社会情勢の中で、多様な交通手段に使用できるように現金支給にするという趣旨には賛成。 「お出かけサポート手当」という名称も優しい印象で良いと思うが、「お出かけ」は全て平仮名の方がより親しみの持てるものになるのではないかと。	御意見のとおり、幅広い交通手段に対応できる支給方法として現金支給とさせていただくことを考えております。 手当の名称については、他制度との差別化や分かりやすさ等を考慮するとともに、御意見を参考に検討してまいります。
支給方法	30	年度末にタクシー券を利用すると、余ってるタクシーチケットをくれないか？と運転手から要望されることがあった。 もとは税金からの支出により成り立っているにも関わらず、個人、企業の利益にしたいと考える運転手、タクシー会社があったため、他にも利用できる現金支給は大変よい取り組みだと思う。	情報提供いただきありがとうございます。福祉タクシー券のメリット・デメリットを総合的に考慮し、様々な交通手段に利用できるよう現金給付とさせていただくことを考えております。
支給方法	31	タクシー券の交付ではなく口座振込に変更も、資源の節約、環境対策として評価できる。	環境面も含め、福祉タクシー券のメリット・デメリットを総合的に勘案し、現金支給とさせていただくことを考えております。
支給方法	32	地域やタクシー会社によって使えずに自己負担をしなくてはならないことが3回に1回くらいはありますので、支給方法がタクシー券に限定せず振り込みになるのは良いことだと思います。	御意見のとおり、タクシー会社が限定されない点は現金支給のメリットの一つと考えております。
支給方法	33	現物給付とするため『助成』から『手当』に位置づけを見直したことにより事務の簡素化及びコストカットを実現した。 また、対象者にとっても、支給される額が7,000円程度減っても実質的に現金を自由に使える利便性の方が、まさることは明らかである。 したがって、行政及び対象者の双方に利がありwin-winの関係が構築できる当該見直し案を支持する。当該見直し案はうまく理屈を整理しており、お見事という他はない。	御意見のとおり、事務経費を削減し事業費にあて、対象者を拡大するとともに、幅広い交通手段に対応できる支給方法として、現金支給とさせていただくことを考えております。
支給方法	34	小田急タクシーや小金井の美善交通タクシーで調布市の福祉タクシー券が利用できないことがあった。そのため、現金支給であれば、どのタクシー会社の車にも乗車できる。23区内のタクシー乗り場で並んで待っているときにタクシー券が使えない会社の車が来た場合、次に待っている人を先に譲ったこともある。	現金で支給することにより、交通手段、タクシー会社の制限が無くなり、トラブル回避にもつながると考えております。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
支給方法	35	<p>○現金支給一賛成です。「お釣りが出ない」等の意見によりそうなったのかと思ったのですが、制度改正案を読み納めました。</p> <p>そもそも調布市は流しのタクシーが少なすぎます。またUDタクシーも少なすぎます（昔ながらのタクシーは乗り降りしづらいのです）。呼ぶと予約料が発生する（UDタクシーが来るとも限らない）ので、よほど体調が悪い時か公共交通機関では行けない場所に行く時以外は頑張ってバスや電車を使っていました。調布駅はバリアフリー化もされているので現金化で良いと思います。親御さんが障害を持つお子さんの送迎時のガソリン代にも使える点も良いですね。</p>	<p>公共交通機関のバリアフリー化が徐々に進んでおりますが、障害者の移動においては、いまだハード・ソフト両面で様々な障壁があります。タクシーだけではなく幅広い交通手段においてその負担の軽減を図るため、検討の結果、現金で支給させていただくことを考えております。</p>
支給方法	36	<p>自家用車のガソリン代や公共交通機関利用にも使えるよう、現金支給とする案については賛成です。</p> <p>子どもが四肢体幹機能障害で身体障害者手帳1級です。子どもが障害をもってから、必要に迫られて運転免許を取りました。</p> <p>通院や療育で、公共交通機関での移動は、乗り換えなどたいへん時間がかかり、駅員との交渉、周りへの配慮も必要で、たいへん疲れました。</p> <p>病気のときの通院や感染症流行期には、公共交通機関は避けたいです。自家用車で移動がなくてはならない生活です。</p> <p>福祉タクシー券も、自分では運転が難しい都心を通る通院のときなど、高額になるため、タクシー券をありがたく使わせていただいたこともあります。</p> <p>ですが、日常的には、車椅子福祉タクシーは何日も前に予約しなければとれないし、利用時間帯が集中するときには取りにくく、使える機会がとてもしなかつたです。</p> <p>そのような事情から、ガソリン代にも使えるようになることは助かります。</p> <p>また、医療的ケアが必要で、移動がより困難で、より頻繁な通院が必要な方の親御さんが、「自家用車で移動になるので、福祉タクシー券は辞退している」と言っていたのを聞き、より移動支援が必要な方が実際は使えない制度の在り方に矛盾を感じていました。</p> <p>こうしたことから、今回、ガソリン代にも使えるよう現金支給になることは妥当だと思えます。</p>	<p>御意見のようにタクシーを利用できない重度障害者への移動支援も含め、総合的に検討した結果、様々な交通手段に利用できるよう現金支給とさせていただくことを考えております。</p>
支給方法	37	<p>また、私は、タクシー券でもいいですが、様々な状況の方々を考えると、現金の方が、使い勝手がいい。あとは、税金を使う規模です。もし、同額であれば、所得が低い層に手厚くすべきだと思います。</p>	<p>検討委員会において、多様な交通手段に対応できる支援制度について協議し、メリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給の案とさせていただきました。金額については、現行制度と同様、等級ごとに設定する予定です。</p>
支給方法	38	<p>下肢障害3級で身体障害者手帳を所持しております。</p> <p>私は、長年「うつ病」の治療をしており（精神障害者手帳も受給）、通院の際に身体障害で支給された福祉タクシー券を利用させていただいていました。ただ、金額が限られているのでバスの利用を心がけてもいました。</p> <p>結果として、毎年タクシー券が数千円分使われずに終わっていました。</p> <p>これが、現金で支給されるように改正されればバス代に充てることができるのでとてもありがたいです。</p> <p>また、通院以外の移動でもバスを利用することが多いのでとても助かります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>	<p>御意見にあるような状況もあることから、検討委員会では、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給とさせていただくことを考えております。</p>
支給方法	39	<p>長距離でタクシー券の枚数が多いと、運転手さんに負担をかけてしまい申し訳なかったので、現金支給にさせていただけることは大変ありがたく存じます。</p>	<p>御意見にあるような状況もあることから、検討委員会では、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給とさせていただくことを考えております。</p>

項目	No	御意見の概要	市の考え方
支給方法	40	視覚障害があり、病院等に使わせて頂いています。 有難うございます。 市外で使う時には対象外のタクシーも多く、使えない事があるので自己負担も増えています（タクシーの台数が少ない場合には乗ってからの確認する事も多いので） タクシー券ではなく振込みをして頂けるのは有り難いと思います。	御意見にあるような状況もあることから、検討委員会では、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給とさせていただきますことを考えております。
支給方法	41	タクシー券有難く利用させて戴いており、感謝しております。時に車で（医者通院時等）外出する事もあります。車イスの方々はタクシー乗り場迄あるいは乗降に不便される方もいらっしゃるのでは？ ※中に車を利用される方がタクシー券のみでなくガソリン代として、利用出来れば…と思いましたが。（タクシー券を、ガソリン代何割（？）は利用される方により異なるとは思いますが一応1/2くらい）	
支給方法	42	視覚障害があることから券の形だと破るのが見えず、タクシーの運転手さんに対応いただいたりとお手間を取らせてしまっておりました。券の形でない方が良いと思っていましたので、今回の件進めていただきたいです。よろしくお願ひいたします。	
支給方法	43	改正案には概ね賛成なんです支給対象者に無条件で一括給付するのではなく利用の可否を確認して 給付した方がいいと思います。	
支給方法	44	現年4回振込みにて手当をいただいておりますので、口座をお知らせし、振り込み手続きしていただければと思います。	昭和54年の福祉タクシー券の制度開始当初と比べ交通事情も変化し、障害者の移動に関するニーズも多様化していることから、検討委員会では、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給とさせていただきますことを考えております。 なお、振込みは心身障害者福祉手当の時期とあわせて、4月・8月・12月の年3回とさせていただきます（初回は令和6年8月を予定）。
支給方法	45	タクシー券と現金給付、利用する側が、使い勝手のよい方法を選択することができる制度にしてほしいと思います。	現行制度を含め各案のメリット・デメリット、制度の分かりやすさなどの観点から総合的に検討し、選択制ではなく現金支給とさせていただきますことを考えております。
支給方法	46	現在の支給方法(冊子配布)は確かに前時代的ではありますが、比較的高齢者が支給されているだろう事を勘案すると、デジタル化に移行すると、ついていけない方がおられると思います。そういったもので支給を希望される方には選択が出来れば便利かもしれません。	
支給方法	47	娘は現在、身体障害者手帳1級を持っており、座位不可です。雨や雪、通勤時間の電車やバスなどの公共の移動手段は車椅子で車内に入る事ができず使う事が出来ません。所得制限により、現金支給が難しい場合には引き続き福祉タクシー券の支給を選択できるようにお願いいたします。また、悪天候など、急にタクシーが必要になる事があります。京王タクシーなど一般的なタクシー会社も 調布福祉タクシー券を使用出来るようにしていただきたいです。外出先の病院や駅、空港で自宅に帰宅したい時があり、起点が調布とも限りません。まだまだ乗り換え時のエレベーター不足や通路の段差と幅の狭さ、公共の場で簡易ベッドのある福祉トイレの設備が少ないため、日々の生活のためどうぞご検討のほどよろしくお願い致します。	検討委員会からの検討結果の報告を受け、市として所得制限について検討した結果、現在の社会状況や市民への影響等を考慮し、当面所得制限は導入しないこととしました。支給方法につきましては、現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給とさせていただきますことを考えております。 なお、京王自動車は市の協定事業者ですので、福祉タクシー券をお使いいただけます。その他の御意見については、今後の市政の参考とさせていただきます。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
支給方法	48	1. 現金給付の反対です。 「福祉タクシー券」本来の趣旨・目的から外れてしまう恐れがあります。 あくまでも障害者が移動手段としてタクシーを利用せざるを得ない（車も運転できないし、家の車もない）場合に補助されるべきものだと思います。 本来の趣旨と違っても家族で利用できるようになる「現金」での支給は、この制度の趣旨からも問題があります。 「福祉タクシー券」は、タクシー券として存続してください。 「おつり」がでない、持ち歩くのが面倒だ、などの不都合はありますが、タクシー券を利用できるメリット、有難さを考えれば差して問題にならないです。	昭和54年の福祉タクシー券の制度開始当初と比べ交通事情も変化し、障害者の移動に関するニーズも多様化していることから、検討委員会では、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給とさせていただきますことを考えております。
支給方法	49	色々ご意見があるかとは思いますが、現行のタクシー券のままというのは難しいのでしょうか。釣銭が出ないデメリットは承知していますが、現在使用している会社は基本が100円単位なので、現行500円券100円券で十分クリアします。福祉タクシーと区分するのは難しいですか？	
支給方法	50	急をようする時にやくにたつ。タクシー券のままが良い。	
支給方法	51	・現金化のお話もあるようですが、小生は医療機関へのみの利用で使わせて貰いますので、現金の場合管理が難しいです。その場合、多分金融機関扱いとなるのですが、個人としては財布が同じになり管理が難しいです。 ・高齢者はスマホ決済が上手く使いこなせません。	
支給方法	52	口座振り込み（現金）	
支給方法	53	現金だと振り込まれたのが分からない。紙のタクシー券の方が安心。 視覚障害者は自家用車利用者とは違う。暑い日は短い距離でもタクシーを利用している。貧乏人をいじめるな。	

項目	No	御意見の概要	市の考え方
支給方法	54	車を運転できないので、タクシー券はとても助かります。駐車料金を当てることはできないかとの意見も知っています。両方に使える、プリペイドカードのようになるといいなと思います。タクシーでも電車でもバスでもそうですが、愛の手帳と一緒に出さなくてはいけないのは地味に大変です。ぜひ一体化を。	昭和54年の福祉タクシー券の制度開始当初と比べ交通事情も変化し、障害者の移動に関するニーズも多様化していることから、検討委員会では、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給とさせていただくことを考えております。
支給方法	55	広域活用の途を即検討すべき。市町村単位発行券では23区内での利用は福祉運送業者に拒否されている。"福祉"活用としては狭い。調布市発行の券ではせいぜい近隣市町村のみ。都心では現金で受付となり意外に負担となる。都道府県、全国でも通用可が望ましい。障害者が自由に移動できる仕組み作り、支援をしてほしい。各自治体発行であれば利用券を各々の発行窓口で事業者が提出すれば最終決済できる方途を講ずべき。利用者が現金で支払った分を領収書で償還払するような仕組みを望む。	
支給方法	56	いつも大変有難く使わせて頂いております。行く先は病院くらいになりましたが（現在89歳）外出する機会の少ない老人には大変有難い制度だと思います。私は使い切っておりますが、未使用の無駄が出ないよう、何かしらの紐づけで防ぐことはできないでしょうか。何か簡単で分かりやすい方法を考えたいものです。	
支給方法	57	現行のタクシー券方式で不便を感じたことはありません。対象者拡大に必要であれば所得制限を設ければ良いと思います。今回の変更案の目的は何ですか。結果として、タクシー会社等の請求手続き及び市の支払い事務を無くすことにあるように思えます。変更案は、タクシー券制度が、受けたサービスの対価のみを本人に代わって市が負担するという現物給付であるべきものを、証明行為を求めずに現金給付化（手当化）するものであり、残金の使途は問わない（目的外使用を黙認する）こととなります。このような税金の使い方には法律面、倫理面で大変疑問を感じます。以上のことから、現行のタクシー券方式の継続を支持します。変更案には反対です。	
支給方法	58	現在行っているタクシー券の制度は良い制度だと思うがこれをわざわざ現金化するメリットを感じない、それよりむしろほかの用途への転用のほうが心配である。現金化することにより所得とみなされて税金の問題も生じるのではないかと？むしろ、現金化の名目で支給額の減額をもちろんでいるのではないかと邪推してしまう。	

項目	No	御意見の概要	市の考え方
支給方法	59	現在のタクシー券給付から現金給付へと改正されようとしていることについて、現金給付ではタクシー利用料金以外への使途が容易に想定されるので行うべきではないと考えます。現在のタクシー券の利用率は70%程度と議事録から読めますが、個人の利用実績は多い年で5割、使わない年もありました。ただ、利用する際は他の交通手段が限られているなどやむを得ない場所、時間帯の場合が多いので非常に助かっていることも事実です。そのような緊急時に近い利用ケースがある一方で、日常的にもご利用になり、今の給付額では不足する方もおられましょう。必要とする方にてできるだけ多く使っていただけるのが本来の目的に合った助成の形だと考えています。現金給付では生活費への転用も容易と考えられ、しかも支給額の減額が検討されていることから、必要な方への助成の減額も想定されます。これでは本来の主旨にそぐわなばかりか本末転倒と言わざるを得ません。タクシー券の使い勝手が良くない点についてはその運用方法や代替手段について検討する必要があると考えますが、現金給付よりは本来の助成の形を保てるものと考えています。	昭和54年の福祉タクシー券の制度開始当初と比べ交通事情も変化し、障害者の移動に関するニーズも多様化していることから、検討委員会では、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給とさせていただきますことを考えております。
支給方法	60	対象者（身体障害者）の家族です。現金給付に変更されるとのことですが、高齢で現金の管理が難しく（ATMが使えない）、またチケットの形で支給されているからこそ積極的に利用し外出しているという面があります。現金での支給は有り難いのですが、従来の紙チケット形式の方が使用しやすい者もいるという考えです。	
支給方法	61	収入が年金だけの生活です。現在大変感謝しつつ活用させていただいています。この制度を是非とも継続していただくようお願いいたします。現在のシステムで何ら問題ありませんので、これを継続していただくようお願いいたします。	
支給方法	62	調布市福祉タクシー券をいただいて2年になり（1級第1種）使用時には感謝しています。出来る事なら現行通りをお願いいたします。	
支給方法	63	私は腎不全で透析を受けている身ですが、この病気になって、調布市、健保、東京都に支えられていることを身にしみて感じ、いつも大変ありがたく思っております。タクシー券を送って頂いた時に市民からの意見公募というくだりがありましたので、これをお送りいたします。これが市民の意見に当るかどうかわかりませんが、タクシー券を頂けて大変心強く、有がたく思っていることをお伝えしたく、期限に間に合わないのでFAXでお送りします。私は八十八才ですが、年をとるのは初めてなので、年をとるといふのはこういうことなのかと、日々感じ入っています。昨日何もなかったことが今日は出来ないのにガクゼンとしたり、何でもなかったことができなくなってくる恐怖感もあり、踏切りを歩いている時、今ここで倒れたらどっち側へはっていった線路から逃れるかなど若い時に考えもしなかったことばかりです。一人暮らしなので、用事をいくつもまとめて済まそうとたまたま調布へ行くのですが、帰りは疲れて、ぜいたくだと後ろめたく思いつつも、タクシー券を使わせて頂いています。慈恵第三病院へ三ヶ月に一回行くのですが、その時も近いはずだと思いつつタクシーで行きます。十年前なくなった主人を一人で歩いて行かせていた（慈恵第三へ）ことを今更ながら後悔しています。その様な訳で、タクシー券助成事業に大変感謝しつつ、存続をぜひお願いしたく、この様に長々とFAXを送らせて頂きます。	

項目	No	御意見の概要	市の考え方
支給方法	64	私はタクシー券を利用させて、いただいておりますが大変助かっております。透析をしていますので、日々体調や血圧が大きく変動しますので、タクシー券をよく利用しています。できる限りこの制度を続けていただきたいと、思っています。	昭和54年の福祉タクシー券の制度開始当初と比べ交通事情も変化し、障害者の移動に関するニーズも多様化していることから、検討委員会では、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給とさせていただくことを考えております。
支給方法	65	いつもお世話になっております。深く感謝申し上げます。今回も、遠方に向かう通院等で、調布市におけるタクシー券制度は、たいへんありがたく、助かる制度です。さまざまなご意見もありましょう。しかし、年金で生活する障害者にとり、このサービスは、おおきな支えになっております。どうぞどうぞ、引き続きよろしくお願い致します。	
支給方法	66	いつもお世話になっております。私は、福祉タクシー券を頂いております。今後とも「タクシー券」にて御給付方お願い申し上げます。	
支給方法	67	私は身体障害者手帳1級で歩行困難者です、75歳を機に運転免許証を返納しました。ガソリン代補助からタクシー券助成に変更しました。月1回 病院へ行かなければなりません、現行制度の維持を求めます。病院は月1回、国領山内神経内科クリニック、2か月に1回、慈恵第三病院腫瘍血液内科及び3ヶ月に1回泌尿器科にかかっています。又、3ヶ月に1回、いなだ歯科クリニックに、これらは医師の指示により、定期的に行かなければなりません。	
支給方法	68	定期検診に病院に行く時に家の車が使えない場合タクシー券を利用します。病院は遠く公共機関では時間がかかり、子供は重度の知的障害で予測不能な動きをする為タクシー券があると助かります。現在はタクシー券一冊で充分ですが、高齢になって自家用車の運転が出来なくなった場合は必要性が増すと思います。	
支給方法	69	タクシー券を載せて大変助かっております。どうぞ現行どおりお願い致します。	
支給方法	70	タクシー券支給のままでよい。	
支給方法	71	現金ではなく今まで通りタクシー券のままで良いです	

項目	No	御意見の概要	市の考え方
支給方法	72	視覚障害の為、現在制度のタクシー券は大変助かっています。今後も同じ保証があると安心して生活できます。	昭和54年の福祉タクシー券の制度開始当初と比べ交通事情も変化し、障害者の移動に関するニーズも多様化していることから、検討委員会では、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給とさせていただくことを考えております。
支給方法	73	自宅から遠い病院に高い頻度で通っているため、タクシー券があり、とても助かっています。ありがとうございます。これからもタクシー券の交付をぜひよろしくお願いいたします。	
支給方法	74	私達障害者にとっては、タクシーは大変重要な移動手段です。これからも同様な支給を希望致します。	
支給方法	75	身体障害者1級で身体障害者手帳を頂いている高齢者です。妻も精神障害者保健福祉手帳を頂いております。両名とも自動車を運転することはできず、通院・リハビリ等の外出には福祉車両をお願いしております。調布市から載っているタクシー券は福祉車両利用に使わせていただいております。この制度は障害者の社会参画に必要であり、継続をお願いします。	
支給方法	76	現行のタクシーチケットではアプリでの決済時に使えず（そもそも登録時点でチケットの選択が出来ない）、混雑時には電話で配車をお願いするのか至難の業というマイナス要因があるものの、タクシーのみでの使用になるためタクシーを使わない方への費用負担が無いと思います。新しい案ではタクシーを使わなくても申請をすれば支給されてる事になりそもそも趣旨では無くなる気がします。どちらも長一短がありますが、アプリでタクシーが使用出来てそれにその金額を使わせて頂けるのはありがたいと思っています。	
支給方法	77	立場によって、さまざまな意見があることを知りました。タクシーにしても、ガソリン代にしても、助成金があると助かります。領収書を必要となると、申請が面倒かも知れません。ですが、交通費以外に使ったかどうかかわからないと言われれば、その通りです。今までのように、タクシー券でも、ガソリン代でも、助成していただけるなら、多少の面倒もやむを得ないと考えております。本人が入院したり、通院したりする場合、保護者や介添人がタクシー券などを使用するということも考慮していただけたら助かります。本人しか使えないと言うのも結構使いづらいものがあります。どうぞよろしくお願いいたします。	
支給方法	78	どのような形でも構わないので援助してほしい。	

項目	No	御意見の概要	市の考え方
支給方法	79	冊子が分厚く持ち歩きにくい。使えるタクシー会社が限られているため、緊急時に利用するときすぐに使えるところなのかかわからず困る。市外に出るとはぼ使えないからもう少し柔軟な支援がほしい。	昭和54年の福祉タクシー券の制度開始当初と比べ交通事情も変化し、障害者の移動に関するニーズも多様化していることから、検討委員会では、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給とさせていただくことを考えております。
支給方法	80	最寄り駅までの移動に徒歩では困難な距離で医療機関への往來でタクシーを利用せざるを得ないのでタクシー券の提供はチケット支給でも現金支給でも大変ありがたいです。ありがとうございます。	
支給方法	81	現行のままタクシーチケット配布で問題なく使用できておりますが、現金支給に改正されても特に問題はありません。	
支給方法	82	2023年9月14日付けの頭記に関するお知らせ、有難う御座いました。市ホームページに掲載されている2023年3月30日 付けの“調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会報告書”を読んだ結果として、下記のコメントを提出します。 先ず、第一にお伝えしたいことは、この福祉タクシー券は我々障害者にとって大変有難い制度であり、この発給行政に対し、御礼を申し上げたいということです。体調の良い時や天気に問題の無い時には、市の出費を節減する為、当タクシー券を使わず、出来るだけ公共交通手段を使うようにしていますが、病院等で事前予約して、天候や体調が悪い時は、このタクシー券に本当に助けられています。今後とも、是非、この制度の継続をお願い致します。さて、上記報告書に関してのコメントですが、支給方法がタクシー券から現金になると記載されていますが、この変更により1つの危惧を持ちました。それは現金支給になることにより、本来の障害者のタクシー利用目的から現金が他の目的に使用されるリスクが発生することです。極端な場合は障害者以外の人間が現金支給されたものを福祉以外の目的に使うリスクが発生するという事です。これを踏まえ、私は従来通り、手間が掛かるかもしれませんが、タクシー券の発行を継続した方が良く考えます。この方が行政の主旨に沿うと思います。 以上が私のパブリックコメントです。	昭和54年の福祉タクシー券の制度開始当初と比べ交通事情も変化し、障害者の移動に関するニーズも多様化していることから、検討委員会では、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給の案を採用することといたしました。なお、手当として支給するため領収書の提出は必要ありませんが、適正使用に向けては申請の際に交通費の要否を確認するなど可能な手段を検討して参ります。
支給方法	83	現金給付反対です。 タクシー券なら使わなかった分は税金が使われないが、現金は色がついてないのでパチンコに使うのが酒飲もうがわからない。 所得制限反対。 また、事務方の面倒が増える。	

項目	No	御意見の概要	市の考え方
支給方法	84	<p>手当ということは、対象者であればその金額をもらえるというならば、趣旨と違ったことに使って、ただ上乗せの手当てで終わる人もいるのではないかと。だからと言って、「領収書の提出」になると手間がかかり、使いにくくなってしまわないか。予算も限られた中なので、適正に必要な人が使えるようにしてほしい。</p>	<p>昭和54年の福祉タクシー券の制度開始当初と比べ交通事情も変化し、障害者の移動に関するニーズも多様化していることから、検討委員会では、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給の案を採用することといたしました。なお、手当として支給するため領収書の提出は必要ありませんが、適正使用に向けては申請の際に交通費の要否を確認するなど可能な手段を検討して参ります。</p>
支給方法	85	<p>現金支給には反対します。確かにチケットは使用しにくいですが、だからといって、現金に流れていくのは本来の趣旨から外れると考えます。利用者の利便性向上というもっともらしい言葉で覆わないでいただきたいです。お金に色はありませんから、目的外で使われる可能性大です。税金、大切にしてください。反対に、現金給付した場合、どのように実績、利用率などを集計する予定なのでしょう。この点について、読み込めなかったとしたら、すみません。</p>	
支給方法	86	<p>現在はタクシー券の利用者です。年間5000円程度しか使用しないため、利用頻度は少ない方です。現金支給の場合は領収書などの保管・提出があると、手続きが非常に面倒になってしまいます。また、交通費以外の利用が増えると思われます。こういったことが解決されない場合は、現行のタクシー券の方が利用しやすいと思われます。</p>	
支給方法	87	<p>現金支給と決まったようですが、支給方法の詳細がなく、検討出来ないと思います。使う毎に申請は事前でも事後でも手間がかかりますし、事前振り込みの場合は、使途不明なものも出てしまうのではと懸念があります？ タクシー券発行の費用とみなし費用の差分などを含め、現状の利用内容も、併せて説明頂けると助かります。</p>	<p>本改正案については、今回のパブリック・コメントを踏まえ、議会での審議を経て正式に決定することとなります。支給方法については、等級により定められた金額を、年3回に分けて支給する予定です。 お示しした金額は、福祉タクシー券に関連する事務経費の削減や他制度の事業費の見直しにより算出したものであると同時に、タクシー券の利用率が約70%（39,000円×70%＝27,300円、15,000円×70%＝10,500円）であることなどから、全体としてサービス水準が下がらない金額としてお示ししたものです。 また、手当（30,000円もしくは15,000円）では満額支給になることや、対象者に精神障害者手帳1級所持者が加わることで、事業費の額としては現在よりも増額となります。</p>
支給方法	88	<p>・現金ではなくタクシー券として支給されるのがありがたかったし、タクシーを使う事で新しい見識が増える事も良かった。 現金給付という形でされる事で使途が広がる部分はあるのですが、移動以外に使われる事が必ずあるので、移動支援としての意義がなくなってしまうと思う。 ・生活の中で移動する事は人によって範囲が変わるのでしようし、それによってタクシー件という形では平等性が保てないと思ったのですが・・・ 平等性を持たせるといふのであれば、何をもちて平等というのか。移動手段としては電車を使う方が利便性が高い方もおられるのでしようが、報告書を読んだ上では分かりづらかったです。人間、我欲がでしてしまうモノですし・・・ ・タクシー券を支給する事で、業務が煩雑になりその負担軽減という事もあるのでしょうか？であれば年3回で対象者に支給というのでも分からはなくはないです。 ・現金ではなく、タクシー券として支給されるからこその使用法を考えるのも大切だとは思いました。 ・支給額は2割強減ってしましますが、その減った分の使途はどのようになるのか？ その詳細は知りたいと思います</p>	<p>昭和54年の福祉タクシー券の制度開始当初と比べ交通事情も変化し、障害者の移動に関するニーズも多様化していることから、検討委員会では、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給とさせていただくことを考えております。 また、今後は、分かりやすい報告書の作成に努めます。</p>

項目	No	御意見の概要	市の考え方
支給方法	89	<p>制度改正（案）の背景によると、「2つの事業を見直し、より利用しやすい制度を検討する」とされています。</p> <p>視覚障害2級の私にとっては、現行の「タクシー券の交付」による支給方法は、難易度の高い書類記入による申請手続きが不要なので障害者ファーストの「利用しやすい制度」と感じております。</p> <p>新制度（案）の「口座振り込み（現金）」による支給方法に改正することになると、煩雑で分かりにくい各種申請手続きが必要となり「より利用しやすい制度」とは逆行することが明白ですので、再考を要請いたします。</p> <p>視覚障害があるために、医療費控除や年金関係の申請手続きなどの書類記入に毎回往生しています。</p> <p>本制度の趣旨が「移動にかかる経済的負担の軽減と外出機会の確保」とされています。</p> <p>新制度（案）で一律現金支給の場合この趣旨に沿わない出費が発生することが容認されていますが問題ではないでしょうか。</p> <p>現行のタクシー券支給の場合は移動にかかる費用にのみ対応しており、この趣旨に沿った制度となっています。</p> <p>税金のばらまきと言われかねない制度は見直して頂きたい。</p>	<p>検討会では「より利用しやすい制度」となるよう、申請手続きのことだけでなく、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給とさせていただくことを考えております。</p> <p>なお、申請等に係る負担軽減を考え、申請手続きは初回の1回のみで、その後は年3回に分けて口座へ入金いたします。また、手当として支給するため領収書の提出は必要ありませんが、適正使用に向けては申請の際に交通費の要否を確認するなど可能な手段を検討して参ります。</p>
支給方法	90	<p>いつもありがとうございます。議事録全体を見せていただきましたが、何が問題になっているのかとでも分かりにくく苦労しました。予算を押さえないのか、必要な人に手が届く制度にしたいのか、それとも利用者が使いやすい制度にしたいのか、整理されていないと感じました。</p> <p>重要なのは、利用者が使いやすいことが一番だと思います。現行のタクシー券は、使い勝手が良いのでこのまま残してほしいです。ガソリン費助成にも使える券にできればその方が助かります。現金支給にすると、償還払いになるのではないかと思います。その際、現金を持っていないと使いにくいこと。実際に費用が入るまで時間がかかること。手続きは障がい者本人は手がかかるため、家族がやることとなります。とても労力を割かれます。家族のいない人もいます。入り口を狭くして使えないという結果を招くこととなります。制度の退行はやめてほしいです。</p>	<p>領収書の取得が困難なケースもあるため、領収書等の提出は求めません。償還払いではなく、手当として定額を支給します。</p>
支給方法	91	<p>私は「福祉タクシー券」を利用して、介護タクシーで通院をしていますが、今まで不便や利用しずらさを感じたことはありません。現金給付にすることのメリットはどこにあるのでしょうか？「必要な人が、だれでも不便なく、簡単な手続きで公平に利用できる」ことがいちばん大切なことだと思います。現金の受け渡しをすることになるのか様々な障がいのために直接受け渡しをすることが難しい人もいます、後から請求をする形になるのか、細かいことはわかりませんが、現金給付にすることで、申請や手続き、実際に利用したときの支払いの仕方、振込先の登録など、様々なことが複雑になり、今までよりも利用者の負担が増えてしまわないようお願いいたします。</p> <p>タクシー券での支給にするにしても、現金給付にするにしても、「利用するための申請や手続きが面倒くさいので、申請や利用を控える」といった人が出てこないように、よりシンプルで利便性の良い制度にしてください。</p>	<p>昭和54年の福祉タクシー券の制度開始当初と比べ交通事情も変化し、障害者の移動に関するニーズも多様化していることから、検討委員会では、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給とさせていただくことを考えております。</p> <p>また、申請手続きは初回の1回のみとするなど、手続きに関する負担を軽減できるよう検討するほか、必要な方の申請漏れを防ぐため、窓口等での周知を徹底いたします。</p>
支給方法	92	<p>30年以上タクシー券を使用させて頂いています。存続して欲しいと思いますが、キャッシュレス時代が高まっているのでスマホを上手に使用方法を覚えてそれでの方が良いのか私自身も迷っています。</p>	<p>御意見にあるような状況もあることから、検討委員会では、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給とさせていただくことを考えております。</p>

項目	No	御意見の概要	市の考え方
その他	93	公共機関のバリアフリー化は進んでいるが、我が家においては全く使うことができない。例えば、エレベーター利用において優先されることのない社会でハード面だけ進んだだけである。制度を変えられるのであるなら、追加制度として お出かけサポート をすることが望まれる。タクシー券は高齢者障害の方にとって家から病院、病院から家と歩行の難しい方や運転をやめた方がいい方に使いやすいものではないか。ガソリン費は制度をかえて、自己所有や本人運転でなくても得られるようにすればいい（他市でもできていること）。	昭和54年の福祉タクシー券の制度開始当初と比べ交通事情も変化し、障害者の移動に関するニーズも多様化していることから、検討委員会では、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給とさせていただくことを考えております。
その他	94	通院や買い出し等の際に利用しています。高齢で体が不自由な者にとっては荷物などが多い時、電車、バスよりも負担が減りとても助かります。	
その他	95	次男が重度判定の知的障害児(特別支援学校小学部3年生)です。筋肉の低緊張症状があり、真っ直ぐに歩ける時間が短く、交通機関での移動は困難です。次男を連れてどこかへ行く時は父の車を借りて移動していますが、ひとり親である私が体調不良で運転できない日も多く、そんな時にはこのタクシー券が本当に助かっています。タクシー券の制度には本当に感謝しています。	
その他	96	いつも有り難くタクシー券を利用させていただいているので、とても困ります。タクシー券が廃止になって金額まで減ってしまうのは疑問が残ります。	
その他	97	タクシー券のおつりを出るようにしたり、有効期限を延ばしたり、現行制度のままでもできることはあるはず。本人、家族、介護、生活環境、社交性など要素を細分化して考えると、誰に対して補助をすべきかが見えてくるはずである。	
その他	98	調布市内で運行している民間バス会社も運転手不足等による、減便、廃止となる路線は今後も増える可能性があります。福祉タクシー券を使えることで助かっていた方も多いため、そういった地域にはタクシーに変わる、利便性の良い新たな公共交通も必要ではないか。	
その他	99	要望 疾病者や障害者にタクシー券やガソリン助成券を渡すだけでは不十分です。なぜならば福祉タクシーは、料金が高く、予約が必要のため不自由です。また、民間のタクシーは配車予約を断られたり、道端でタクシーを止めることに大変苦勞する現実があります。これを民間のバスのように道端で疾病者や障害者が、待っていると当たり前のようにスロープを用意してくれスムーズに乗車ができるように補助してください。民間のタクシー会社にこれを求める事は自分本意な考えでしょうか。調布市には民間のタクシー会社と疾病者や障害者が民間のタクシー利用を協議する場所を作ってほしい。また、調布市のホームページに(電動)車椅子ユーザーの民間のタクシーの乗車動画を公開してほしい。	タクシー全体の利用に対する御意見として、今後の参考とさせていただきます。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
その他	100	<p>調布市の長年の努力の結果なのか、利用可能事業者が増えたことに感謝している。一方、タクシー事業者にはそれぞれ「営業区域」が定められている。市外の営業所へ連絡し、手配の打診とともに福祉タクシー券は利用可能か尋ねると「営業区域外」理由に断られることがある。また利用できたとしても運転手が福祉タクシー券での支払いをOKか確認しているケースに出会う。</p> <p>例)京王自動車(調布)(目黒)(大田)営業所が異なると困惑されることが少なくない。障害福祉課に照会しても、明確な回答を得られないこともあった。</p> <p>利用者・事業者間でこういったケースがあることを知っておいてほしい。</p> <p>利用者に詰問されても調布市が各事業者とどういった取り決めをしているのかわからないため。営業区域外でも利用可能ということを明記してほしい。</p>	<p>タクシー全体の利用に対する御意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>
その他	101	<p>駅などのタクシー乗り場で待っていても、タクシーがいなくて、結局来ないことも多いです。移動手段が必要な障がい者、お年寄りに優先的にタクシーを呼べる手段を設けてほしいです。</p>	
その他	102	<p>調布市でもマイナンバーカード利用で利用可能とならんでしょうか、以下参考情報です。</p> <p>マイナンバーカードを活用したタクシーによる高齢者等の移動支援</p> <p>群馬県前橋市</p> <p><a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digitaldenen/menubook/0004.html">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digitaldenen/menubook/0004.html</a></p> <p>マイナカードで高齢者のタクシー料金補助「Digi田甲子園2022」優良事例紹介〈1〉群馬県前橋市</p> <p><a href="https://news.yahoo.co.jp/articles/a8568a58d6057e764377cf6a7980d04abc0c4f3f">https://news.yahoo.co.jp/articles/a8568a58d6057e764377cf6a7980d04abc0c4f3f</a></p> <p>参考情報です。</p>	<p>情報提供いただきありがとうございます。マイナンバーカードを利用した移動支援については、協定事業者によっては読み取り機器の設置が難しいことから、現時点での実現は困難と考えておりますが、先進的な取組として今後の参考にさせていただきます。</p>
その他	103	<p>バリアと感じている点：駅構内等施設内の段差などは残っています。段差を解消する為のスロープは、大きく迂回して長く歩くことになり辛い場所もあります。バスは低床になりましたが路面からの乗車は段差が大きく、歩道上のバス停の場合も歩道から離れた所に停められると一度道路へ降り歩道へ上がる為、段差は解消していません。バスの運転手の方に出入り口の車高を下げて頂いたり歩道の近くに停めてくださるようお願いして利用していましたが、露骨に嫌な顔をされたこともありました。移動の困難さだけでなく人に対する気疲れもありました。</p> <p>その他：今回のコメントの趣旨を外れているかもしれませんが、人の行為がバリアになっていると感じている事を記します。エスカレーターは歩行される方にぶつかる怖さがありエレベーターを使用しておりますが、元気な方が我先に乗られ待つこともあります。屋内外を問わず、歩きながらスマートフォンを見たり音楽を聴かれる方が多く、こちらが気を付けていてもぶつかられて転倒しそうな事が増えています。自転車に乗られる方についても、猛スピードで走る方、スマートフォンを見ながら乗る方、お子さんを乗せて大きな自転車で狭い所を強引に通る方に恐怖を感じています。健康な方には何気ない事でも危険行為につながる事、そしてこういった行為は障害の有無、年齢・性別に関係なくあらゆる方に対して危ないです。何かの折に呼びかけて頂きたいです。</p>	<p>バリアフリー全体についての御意見として、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>自転車の安全運行につきましては、交通安全の意識啓発活動等により、自転車への交通ルール・マナーの更なる周知、浸透を図って参ります。</p>
その他	104	<p>また、療育園に通所していたときには（現在どうかは不明ですが）、療育園の費用で使えるタクシーは府中駅までで、そこまでは公共交通機関が福祉タクシー券を使ってタクシーで移動しました。毎日のこととなるとかなりの金額になり、福祉タクシー券では足りなかったように思います。通園などで苦労する方には、別途、特別に通園手当などあってもいいのではないのでしょうか。お子さんが小さいうちに、移動費用まで心配しなければならぬ状況は変えてあげたいです。</p>	<p>御意見の手当につきましては、様々な財政需要がある中、政策の優先度をふまえ検討することになりますが、今後の参考にさせていただきます。</p>

項目	No	御意見の概要	市の考え方
その他	105	いつも市民のためにご尽力ありがとうございます。障害のある方が、家から一歩外に出ることは大変な困難を伴います。それが、外出したいと思ったときにいつでも行動できる条件を整えることはとても大事なことでと考えます。現状、健常者と同様、障害者が行きたいところに行ける状況にはなっていません。それを基準として障害者の周囲の条件を見直していただきたい。実際、タクシーを利用したいときに利用できているのでしょうか。タクシーに乗ることすら困難を伴い、外出をためらわれる方も多いのではないのでしょうか。そうした方に、どういった援助ができるのか。タクシー券が100%消化されていない現状には、タクシー利用したくてもできないという実態はないでしょうか。障害者の立場に立って当事者の真の実態を把握することで、交通手段のより効果的な利用やその手助けの方法が見えてくるのではないのでしょうか。それを把握せず、今の自由に外出できているとはいかない実態から、実質予算の減額には納得できません。誰でも、どこでも、行きたいときに行きたいところに行ける状況にしていくために、市はどのように、今後障害者の移動環境を整備するのか同時に示してください。まず、当事者の現状を見て知っていただきたいです。私は、その努力なくして実質減額はしてはならないと思います。また、物価の上昇も見込まれる中、減額は利用回数を減らすこととなります。	御意見にあるとおり、タクシーを利用したくても障害の状況により利用が困難な方がいらっしゃると思います。そのような方については、担当のケースワーカーが相談を受け付け、個別の事情に応じた福祉サービスを提供しております。引き続き、支援を必要とされる方の相談体制の充実を図ることにより対応してまいります。
その他	106	福祉タクシー券について、必要な方が公平に利用できるよという考えは良いと思いますが、もし自分が対象外になりタクシー券を頂けなくなりしたら困ります。バリアフリー化が進んでいると言われますが、まだバリアを感じる所、せっかくのバリアフリーが活かされていない場面もあります（詳細は後述します）。加齢によるところもあります。障害者手帳を取得する理由となった機能の衰えもあって交通機関利用の難しさを感じ、電車やバスを利用する専門医の受診を諦め、近所のかかりつけ医受診に変えました。以前は徒歩で通っておりましたが、歩行が難しくなり現在はタクシーを利用してあります。従いまして、タクシーは私にとって通院の足です。年金生活で余裕がない上に最近の物価高で家計の負担は増しており、タクシー券は非常に助かっています。タクシー券でなく交通費を補助いただく方法でも構いません。交通費の補助継続を強く望みます。	移動支援全体への御意見として、今後の参考とさせていただきます。
その他	107	日頃よりお世話様になっております。世界的な諸情勢（国家間・地域紛争等や産油国による原油輸出・経済政策・制裁等）を受け、国内の物価はどれも軒並み値上げの一途をたっており、交通インフラについても同様です。交通弱者への支援につきましても、この点にかんがみ必要な手立て（支援の増強）を講じていただくことが必要且つ妥当であると考えます。	
その他	108	お世話になっております。調布市タクシー券を受給しております●●●と申します。「日々、タクシー券を利用させていただき助かっております。ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。」以上です	昭和54年の福祉タクシー券の制度開始当初と比べ交通事情も変化し、障害者の移動に関するニーズも多様化していることから、検討委員会では、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給とさせていただくことを考えております。今後とも、より良い制度の構築に努めて参ります。
その他	109	はじめに： ・パブリック・コメントの意見の概要を作成するにあたって、提出者の意見の趣旨を曲げられることがあるので、無断で要約しないこと。要約する必要がある場合は、必ず意見提出者の了解を得ること。なお、要約不要になるように簡潔に記載したつもりである。 ・このメールを受信した場合、受信したことを速やかにご返事ください	調布市パブリック・コメント手続条例に基づき、パブリック・コメント手続の実施結果の公表に当たっては、提出意見を内容ごとに分類するなど、分かりやすい形での公表に努めることとしております。多数の意見を分類しつつ、御意見を踏まえ、できるだけ原文を掲載しております。なお、提出された意見が長文の場合や意見数が多い場合、類似の意見が何件もある場合においては、意見の概要や、同じ趣旨の意見をまとめた形で公表することがあります。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
その他	110	新制度案における金額はどのように決めたのか説明すること。積算根拠や関係者（何名位、比率）の意見など。	<p>金額に関する御意見は今回のパブリック・コメントの対象外となりますが、お示した金額は、福祉タクシー券に関連する事務経費の削減や他制度の事業費の見直しにより算出したものであると同時に、タクシー券の利用率が約70%（39,000円×70%=27,300円、15,000円×70%=10,500円）であることなどから、全体としてサービス水準が下がらない金額としてお示したものです。</p> <p>また、手当（30,000円もしくは15,000円）では満額支給になることや、対象者に精神障害者手帳1級所持者が加わることで、事業費の額としては現在よりも増額となります。</p> <p>なお、金額に関する御意見が対象外となる理由は以下のとおりです。</p> <p>調布市パブリック・コメント手続条例においては、第4条において「適用除外」の規定を設けています。</p> <p>その内容の一つに「納付すべき金銭及び金銭の給付に関する政策等の策定等をしようとする場合」と規定しており、当該規定に基づき、この度のパブリック・コメント手続において御案内させていただいたところ です。</p> <p>その考え方として、納付すべき金銭や給付に関する政策等については、国が規則や省令などの命令等を制定するに当たり、「負担軽減」若しくは「受益の増大」を求める意見に偏ることが予測され、その案について広く国民から意見等を募集することを規定した行政手続法第39条において手続の対象外としていることから、法の趣旨に鑑みて、調布市パブリック・コメント手続条例においても意見募集の対象外としているものです。</p> <p>※上記の内容については、パブリック・コメント手続条例に関する「条文とその解説」として、市ホームページでも公表させていただいておりますので、御参照ください。</p>
その他	111	<p>新制度の支給額の積算根拠が、以下の----で囲まれた箇所に書かれたようなものであるならば、財政の観点から総額が増えないように抑制していることであり、福祉の観点からの積算根拠になっていない。それを示すこと</p> <p>-----</p> <p>今回の改正案では、精神障がい1級の人も含めることになるため、対象者がぐっと増える。それでも利用上限額が大幅に下がらないようにするために、これまでの福祉タクシー事業にかかっていた経費（次の4つ：①タクシー利用料、②事務手数料、③券の郵送代、④タクシー会社から利用後の券を受け取り審査する人件費）を全て足したものを対象者の数で割った結果が30000円。</p> <p>-----</p>	
その他	112	・支給額は2割強減ってしまいますが、その減った分の用途はどのようになるのか？ その詳細は知りたいと思います	
その他	113	現金支給額→反対です。他の区に比べて元々低かったのに更に下がるとは。対象者が増えるからですか。	
その他	114	私は透析を始めてから22年、市の透析施設に1週間に3回通院しています、通院時及び透析が終わって帰宅する時に体調が悪い時にはタクシーを使用します、その際に福祉タクシー券を使用していますのでとても助かっています。今までタクシー券を利用して1年経たないうちに使いきってしまう時がほとんどです、現行の福祉タクシー券を1年に39000円が新制度での案では30000円の支給金額になるので、タクシー券の金額だけのことを考えると新制度では金額が少なくなるようなので、私のようにタクシーを多く利用する人にとっては現行制度のタクシー券支給の方がとても助かります。	
その他	115	支給金額は意見募集の対象外としているが、物価が高騰しているのに減額となっており認められない。福祉の切り捨てである。市民の多くが反対している調布駅前のロータリーの拡張や公園の撤去、樹木の伐採等をやめれば減額せずに出来るのではないのか。強く反対する。	
その他	116	しかし今の金額から9000円も減額される理由が説明されていないので、この部分は金額を同額に維持して頂きたいと思います。	

項目	No	御意見の概要	市の考え方
その他	117	ただ、金額が下がるのは残念です。	金額に関する御意見は今回のパブリック・コメントの対象外となりますが、参考にさせていただきます。対象外の理由については以下のとおりです。 調布市パブリック・コメント手続条例においては、第4条において「適用除外」の規定を設けています。 その内容の一つに「納付すべき金銭及び金銭の給付に関する政策等の策定等をしようとする場合」と規定しており、当該規定に基づき、この度のパブリック・コメント手続において御案内させていただきますところまで。 その考え方として、納付すべき金銭や給付に関する政策等については、国が規則や省令などの命令等を制定するに当たり、「負担軽減」若しくは「受益の増大」を求める意見に偏ることが予測され、その案について広く国民から意見等を募集することを規定した行政手続法第39条において手続の対象外としていることから、法の趣旨に鑑みて、調布市パブリック・コメント手続条例においても意見募集の対象外としているものです。 ※上記の内容については、パブリック・コメント手続条例に関する「条文とその解説」として、市ホームページでも公表させていただいておりますので、御参照ください。
その他	118	重度障害者（児）については、たいへんな重荷を背負って生きていることを考慮して、支給金額は変えないでほしい。	その考え方として、納付すべき金銭や給付に関する政策等については、国が規則や省令などの命令等を制定するに当たり、「負担軽減」若しくは「受益の増大」を求める意見に偏ることが予測され、その案について広く国民から意見等を募集することを規定した行政手続法第39条において手続の対象外としていることから、法の趣旨に鑑みて、調布市パブリック・コメント手続条例においても意見募集の対象外としているものです。 ※上記の内容については、パブリック・コメント手続条例に関する「条文とその解説」として、市ホームページでも公表させていただいておりますので、御参照ください。
その他	119	社協を移転の構想があるため、タクシー券は現状維持もしくは増やしていただきたい。	福祉タクシー券のメリット・デメリットを総合的に考慮し、様々な交通手段に利用できるよう現金支給とさせていただくことを考えております。年度途中での転入転出等も考慮し、心身障害者福祉手当と同様に年3回に分けて、それぞれ前月分までを支給する予定です。 なお、金額に関する御意見は今回のパブリック・コメントの対象外となりますが、参考にさせていただきます。対象外の理由については以下のとおりです。 調布市パブリック・コメント手続条例においては、第4条において「適用除外」の規定を設けています。 その内容の一つに「納付すべき金銭及び金銭の給付に関する政策等の策定等をしようとする場合」と規定しており、当該規定に基づき、この度のパブリック・コメント手続において御案内させていただきますところまで。 その考え方として、納付すべき金銭や給付に関する政策等については、国が規則や省令などの命令等を制定するに当たり、「負担軽減」若しくは「受益の増大」を求める意見に偏ることが予測され、その案について広く国民から意見等を募集することを規定した行政手続法第39条において手続の対象外としていることから、法の趣旨に鑑みて、調布市パブリック・コメント手続条例においても意見募集の対象外としているものです。 ※上記の内容については、パブリック・コメント手続条例に関する「条文とその解説」として、市ホームページでも公表させていただいておりますので、御参照ください。
その他	120	私は心肺機能障害3級で、年々悪化しています。タクシー券は病院や用事で使わせて頂き大変感謝しています。タクシー以外の交通手段が利用できるようになるので喜ばれる方もいると思いますが、私は駅等の階段の上り下りは心臓に負担がかかるので、私はタクシーで病院へ通いたいのです。今回減額されるということで失望しています。支給方法ですが、年3に分けて支給となっていますが、年1回にして振込手数料を節約したほうが良いのではないかと思います。	福祉タクシー券のメリット・デメリットを総合的に考慮し、様々な交通手段に利用できるよう現金支給とさせていただくことを考えております。年度途中での転入転出等も考慮し、心身障害者福祉手当と同様に年3回に分けて、それぞれ前月分までを支給する予定です。 なお、金額に関する御意見は今回のパブリック・コメントの対象外となりますが、参考にさせていただきます。対象外の理由については以下のとおりです。 調布市パブリック・コメント手続条例においては、第4条において「適用除外」の規定を設けています。 その内容の一つに「納付すべき金銭及び金銭の給付に関する政策等の策定等をしようとする場合」と規定しており、当該規定に基づき、この度のパブリック・コメント手続において御案内させていただきますところまで。 その考え方として、納付すべき金銭や給付に関する政策等については、国が規則や省令などの命令等を制定するに当たり、「負担軽減」若しくは「受益の増大」を求める意見に偏ることが予測され、その案について広く国民から意見等を募集することを規定した行政手続法第39条において手続の対象外としていることから、法の趣旨に鑑みて、調布市パブリック・コメント手続条例においても意見募集の対象外としているものです。 ※上記の内容については、パブリック・コメント手続条例に関する「条文とその解説」として、市ホームページでも公表させていただいておりますので、御参照ください。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
その他	121	<p>検討会でのアンケートによれば 制度の利用者の75%の人が制度に満足していて（普通を入れると90%）、配布された券の75%以上が利用されている事からもこの制度がうまく機能していると考えます。現状の利用者に給付される金額の減額を迫る制度改正に反対します。</p> <p>検討会での議論を聞いて、そもそもこの「調布市福祉タクシー等事業実施要綱」は「電車、バス等通常の交通機関を利用することの困難な心身障害者に対する支援」です。他の交通手段に対する助成のための原資に使うべきではありません。他の交通手段に対する助成は既に存在し更に必要であれば この制度とは別に他の財源を確保するべきです。</p> <p>現金での支給に反対です。</p> <p>支給されたサービスの利用実績が把握できなくなるため反対です。他の費用に転用されても分らないです。</p> <p>→ このサービスの調布市の支給水準は近隣他市と比較して高いです。現金での支給は 将来に向けてこのサービスのあり方の検討が 利用実態をもとに検討することができなくなります。その為他市との支給金額での比較以外に検討できず、安易に減額の議論に陥ってしまう。</p>	<p>昭和54年のタクシー券の制度開始当初と比べ交通事情も変化し、障害者の移動に関するニーズも多様化していることから、検討委員会では、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給とさせていただきますことを考えております。</p> <p>また、手当として支給するため領収書の提出は必要ありませんが、適正使用に向けては申請の際に交通費の要否を確認するなど可能な手段を検討して参ります。</p> <p>目的については、幅広い交通手段を利用することを前提にしたものに変更することを考えています。</p> <p>なお、金額に関する御意見は今回のパブリック・コメントの対象外となりますが、参考にさせていただきます。対象外の理由については以下のとおりです。</p> <p>調布市パブリック・コメント手続条例においては、第4条において「適用除外」の規定を設けています。</p> <p>その内容の一つに「納付すべき金銭及び金銭の給付に関する政策等の策定等をしようとする場合」と規定しており、当該規定に基づき、この度のパブリック・コメント手続において御案内させていただいたところ です。</p> <p>その考え方として、納付すべき金銭や給付に関する政策等については、国が規則や省令などの命令等を制定するに当たり、「負担軽減」若しくは「受益の増大」を求める意見に偏ることが予測され、その案について広く国民から意見等を募集することを規定した行政手続法第39条において手続の対象外としていることから、法の趣旨に鑑みて、調布市パブリック・コメント手続条例においても意見募集の対象外としているものです。</p> <p>※上記の内容については、パブリック・コメント手続条例に関する「条文とその解説」として、市ホームページでも公表させていただいておりますので、御参照ください。</p>
その他	122	<p>上記の件についての改正にあたって、これまでのいろいろな調査取組には一定程度の理解はします。つまり、障害区分でわけただけでの給付をみなおし合理的配慮に基づきいろいろな生活スタイルの障害者に適応するように考えているのであろうから。しかしながら、ここで、ひとつ絶対を守ってほしいことは、この調布のタクシー券のみなおしに関しては納得したとしてしかしながら、個々の現状の生活レベルは守られなくてはならないし、守られるべきである。ということです。</p> <p>つまり、たとえば私の例をあげると、私の外出を保障しているのは、同行援護とこの福祉タクシー券であります。</p> <p>ところがこの福祉タクシー券が見直すことにより現状削減されるわけですから、その分の補填として、同行援護の利用時間の枠の拡大とか、それなりの保障をしなくては、本末転倒であろう、という意見です。</p> <p>これからも、いままでどおり、調布で障害者も健常者と共にいきいきと生活していく保障はしていただかないとこまります。</p> <p>あと、個別の項目としては、現状の紙のタクシー券がすべてではないとしても、単に交通費補填とかの名目での現金支給にかわるのでは本来の趣旨をうやむやなものにしてしまうのでこの点は交通費として利用していることの証拠が残る普及制度をまもってほしいということです。</p> <p>以上、宜しくお願いします。</p>	<p>昭和54年の福祉タクシー券の制度開始当初と比べ交通事情も変化し、障害者の移動に関するニーズも多様化していることから、検討委員会では、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給とさせていただきますことを考えております。</p> <p>お示した金額は、福祉タクシー券事業に係る事務経費の削減や他制度の事業費の見直しを踏まえ算出したものであると同時に、福祉タクシー券の利用率が約70%（39,000円×70%＝27,300円、15,000円×70%＝10,500円）であることなどから、全体としてサービス水準が下がらない金額としてお示したものです。</p> <p>また、手当では満額支給になることや、対象者に精神障害者手帳1級所持者が加わることで、事業費の額としては現在よりも増額となります。</p> <p>手当として支給するため領収書の提出は必要ありませんが、適正使用に向けては申請の際に交通費の要否を確認するなど可能な手段を検討して参ります。</p> <p>なお、金額に関する御意見は今回のパブリック・コメントの対象外となりますが、参考にさせていただきます。対象外の理由については以下のとおりです。</p> <p>調布市パブリック・コメント手続条例においては、第4条において「適用除外」の規定を設けています。</p> <p>その内容の一つに「納付すべき金銭及び金銭の給付に関する政策等の策定等をしようとする場合」と規定しており、当該規定に基づき、この度のパブリック・コメント手続において御案内させていただいたところ です。</p> <p>その考え方として、納付すべき金銭や給付に関する政策等については、国が規則や省令などの命令等を制定するに当たり、「負担軽減」若しくは「受益の増大」を求める意見に偏ることが予測され、その案について広く国民から意見等を募集することを規定した行政手続法第39条において手続の対象外としていることから、法の趣旨に鑑みて、調布市パブリック・コメント手続条例においても意見募集の対象外としているものです。</p> <p>※上記の内容については、パブリック・コメント手続条例に関する「条文とその解説」として、市ホームページでも公表させていただいておりますので、御参照ください。</p>

項目	No	御意見の概要	市の考え方
その他	123	<p>現金支給となって用途についての管理が難しくなるために金額が下がってしまうのであれば今ままで通りのタクシー券の方が良い。</p> <p>国会議員がもらう文通費は毎月100万円を何に使っているのか使途不明でも構わないというのに障害者に厳しくする意味が分かりません。</p> <p>国会議員は公共交通機関が原則タダなのに文通費を毎月100万円もらい使途自由。こんな予算が国にあるのなら昨今問題となっている高齢者の運転による交通事故を無くすためにも障害者だけでなく70才以上の高齢者にもタクシー券を支給すべきでは？</p>	<p>手当として支給するため領収書の提出は必要ありませんが、適正使用に向けては申請の際に交通費の要否を確認するなど可能な手段を検討して参ります。</p> <p>また、本事業は障害者の福祉増進を目的に実施しているため、高齢者のタクシー券については、今後の市政の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、金額に関する御意見は今回のパブリック・コメントの対象外となりますが、参考にさせていただきます。対象外の理由については以下のとおりです。</p> <p>調布市パブリック・コメント手続条例においては、第4条において「適用除外」の規定を設けています。</p> <p>その内容の一つに「納付すべき金銭及び金銭の給付に関する政策等の策定等をしようとする場合」と規定しており、当該規定に基づき、この度のパブリック・コメント手続において御案内させていただいたところ です。</p> <p>その考え方として、納付すべき金銭や給付に関する政策等については、国が規則や省令などの命令等を制定するに当たり、「負担軽減」若しくは「受益の増大」を求める意見に偏ることが予測され、その案について広く国民から意見等を募集することを規定した行政手続法第39条において手続の対象外としていることから、法の趣旨に鑑みて、調布市パブリック・コメント手続条例においても意見募集の対象外としているものです。</p> <p>※上記の内容については、パブリック・コメント手続条例に関する「条文とその解説」として、市ホームページでも公表させていただいておりますので、御参照ください。</p>
その他	124	<p>タクシー券でも現金でもどちらでも構いませんが、額が減ることは残念だし、異議があります。必要な移動支援なので、対象者が増えることで全体予算が増額されるのが当然だと思いますが、議事録などによると、総額予算は変わらないようで、これでは対象化者間で分け合えと。一人づつへの支援を薄くしています。</p>	<p>お示しした金額は、福祉タクシー券事業に係る事務経費の削減や他制度の事業費の見直しを踏まえ算出したものであると同時に、福祉タクシー券の利用率が約70%（39,000円×70%＝27,300円、15,000円×70%＝10,500円）であることなどから、全体としてサービス水準が下がらない金額としてお示ししたものです。</p> <p>また、手当では満額支給になることや、対象者に精神障害者手帳1級所持者が加わることで、事業費の額としては現在よりも増額となります。</p> <p>金額に関する御意見は今回のパブリック・コメントの対象外となりますが、参考にさせていただきます。対象外の理由については以下のとおりです。</p> <p>調布市パブリック・コメント手続条例においては、第4条において「適用除外」の規定を設けています。</p> <p>その内容の一つに「納付すべき金銭及び金銭の給付に関する政策等の策定等をしようとする場合」と規定しており、当該規定に基づき、この度のパブリック・コメント手続において御案内させていただいたところ です。</p> <p>その考え方として、納付すべき金銭や給付に関する政策等については、国が規則や省令などの命令等を制定するに当たり、「負担軽減」若しくは「受益の増大」を求める意見に偏ることが予測され、その案について広く国民から意見等を募集することを規定した行政手続法第39条において手続の対象外としていることから、法の趣旨に鑑みて、調布市パブリック・コメント手続条例においても意見募集の対象外としているものです。</p> <p>※上記の内容については、パブリック・コメント手続条例に関する「条文とその解説」として、市ホームページでも公表させていただいておりますので、御参照ください。</p>

項目	No	御意見の概要	市の考え方
その他	125	<p>従来の制度で、福祉タクシー券やガソリン代を新制度の30,000円を超えて利用している方にとっては、制度変更が福祉の切り捨てにならないような（経過）措置を取るべきである。たとえば、従来どおり福祉タクシー券を支給するなど。</p>	<p>金額に関する御意見は今回のパブリック・コメントの対象外となりますが、経過措置については参考させていただきます。なお、対象外の理由については以下のとおりです。 調布市パブリック・コメント手続条例においては、第4条において「適用除外」の規定を設けています。</p> <p>その内容の一つに「納付すべき金銭及び金銭の給付に関する政策等の策定等をしようとする場合」と規定しており、当該規定に基づき、この度のパブリック・コメント手続において御案内させていただきます。</p> <p>その考え方として、納付すべき金銭や給付に関する政策等については、国が規則や省令などの命令等を制定するに当たり、「負担軽減」若しくは「受益の増大」を求める意見に偏ることが予測され、その案について広く国民から意見等を募集することを規定した行政手続法第39条において手続の対象外としていることから、法の趣旨に鑑みて、調布市パブリック・コメント手続条例においても意見募集の対象外としているものです。</p> <p>※上記の内容については、パブリック・コメント手続条例に関する「条文とその解説」として、市ホームページでも公表させていただいておりますので、御参照ください。</p>
その他	126	<p>今回の制度変更は、対象者の利便性の改善とのことだが、それだけでなく、支給金額の総額の抑制を狙っていると推察される。これは問題であり、広く議論すべきである。</p> <p>この制度変更において、「仕組みの変更」と「支給金額の変更」は完全に分離できないが、「支給金額の減額」を組み合わせていることは巧妙（悪賢いというか、詐欺的であり悪質）である。</p> <p>今回の制度変更における仕組みの変更そのものについては、対象者にも、管理者である調布市にも、そして、納税者である市民にも、費用対効果を高める点で好ましい改定であると考えるが、支給金額の減額については、対象者の賛同は得られないだろう。</p>	<p>お示しした金額は、福祉タクシー券事業に係る事務経費の削減や他制度の事業費の見直しを踏まえ算出したものであると同時に、福祉タクシー券の利用率が約70%（39,000円×70%=27,300円、15,000円×70%=10,500円）であることなどから、全体としてサービス水準が下がらない金額としてお示ししたものです。</p> <p>また、手当ては満額支給になることや、対象者に精神障害者手帳1級所持者が加わることで、事業費の額としては現在よりも増額となります。</p> <p>金額に関する御意見は今回のパブリック・コメントの対象外となりますが、参考させていただきます。対象外の理由については以下のとおりです。 調布市パブリック・コメント手続条例においては、第4条において「適用除外」の規定を設けています。</p> <p>その内容の一つに「納付すべき金銭及び金銭の給付に関する政策等の策定等をしようとする場合」と規定しており、当該規定に基づき、この度のパブリック・コメント手続において御案内させていただきます。</p> <p>その考え方として、納付すべき金銭や給付に関する政策等については、国が規則や省令などの命令等を制定するに当たり、「負担軽減」若しくは「受益の増大」を求める意見に偏ることが予測され、その案について広く国民から意見等を募集することを規定した行政手続法第39条において手続の対象外としていることから、法の趣旨に鑑みて、調布市パブリック・コメント手続条例においても意見募集の対象外としているものです。</p> <p>※上記の内容については、パブリック・コメント手続条例に関する「条文とその解説」として、市ホームページでも公表させていただいておりますので、御参照ください。</p>

項目	No	御意見の概要	市の考え方
その他	127	<p>参考情報として示された数字については、現行タクシー券は、39,000円から新制度（案）30,000円であり、9,000円約23%カット。3級の、19,500円から15,000円は、4,500円約23%カット。現行ガソリン費は、33,000円から新制度（案）30,000円、3級は、15,000円であり、それぞれ約9%と、3級は約55%カットである。対象者からすれば、金額が減ることは「福祉切り捨て」になる。反対の声があるはずで、それを無視する理由はなにか説明すること。</p>	<p>金額に関する御意見は今回のパブリック・コメントの対象外となりますが、お示した金額は、福祉タクシー券事業に係る事務経費の削減や他制度の事業費の見直しを踏まえ算出したものであると同時に、福祉タクシー券の利用率が約70%（39,000円×70%=27,300円、15,000円×70%=10,500円）であることなどから、全体としてサービス水準が下がらない金額としてお示したものです。</p> <p>また、手当ては満額支給になることや、対象者に精神障害者手帳1級所持者が加わることで、事業費の額としては現在よりも増額となります。</p> <p>御意見については、反対の意見がある一方、制度の改善を求める声もあり、当事者を含めた検討委員会での協議結果を踏まえ、現金支給の案とさせていただきます。</p> <p>なお、金額に関する御意見が対象外となる理由は以下のとおりです。</p> <p>調布市パブリック・コメント手続条例においては、第4条において「適用除外」の規定を設けています。</p> <p>その内容の一つに「納付すべき金銭及び金銭の給付に関する政策等の策定等をしようとする場合」と規定しており、当該規定に基づき、この度のパブリック・コメント手続において御案内させていただいたところ です。</p> <p>その考え方として、納付すべき金銭や給付に関する政策等については、国が規則や省令などの命令等を制定するに当たり、「負担軽減」若しくは「受益の増大」を求める意見に偏ることが予測され、その案について広く国民から意見等を募集することを規定した行政手続法第39条において手続の対象外としていることから、法の趣旨に鑑みて、調布市パブリック・コメント手続条例においても意見募集の対象外としているものです。</p> <p>※上記の内容については、パブリック・コメント手続条例に関する「条文とその解説」として、市ホームページでも公表させていただいておりますので、御参照ください。</p>
その他	128	<p>対象者は、この制度変更、具体的には、この金額のカットに同意しているのか。同意しているなら、どのような理由か示すこと。（たとえば、全額使い切れてないから減額にならないとか、余裕があるので困らないとか、我慢するなど様々だろうか）</p>	<p>金額に関する御意見は今回のパブリック・コメントの対象外となりますが、様々な御意見がある中、現金にすることで、自家用車を含め利用者にあった移動手段を選択できるようになると同時に、交通手段の幅が広がったことで、タクシー料金より安い方法で移動する選択肢が増えるなど、結果的に有効性、効率性も向上するという御意見があります。</p> <p>なお、金額に関する御意見が対象外となる理由は以下のとおりです。</p> <p>調布市パブリック・コメント手続条例においては、第4条において「適用除外」の規定を設けています。</p> <p>その内容の一つに「納付すべき金銭及び金銭の給付に関する政策等の策定等をしようとする場合」と規定しており、当該規定に基づき、この度のパブリック・コメント手続において御案内させていただいたところ です。</p> <p>その考え方として、納付すべき金銭や給付に関する政策等については、国が規則や省令などの命令等を制定するに当たり、「負担軽減」若しくは「受益の増大」を求める意見に偏ることが予測され、その案について広く国民から意見等を募集することを規定した行政手続法第39条において手続の対象外としていることから、法の趣旨に鑑みて、調布市パブリック・コメント手続条例においても意見募集の対象外としているものです。</p> <p>※上記の内容については、パブリック・コメント手続条例に関する「条文とその解説」として、市ホームページでも公表させていただいておりますので、御参照ください。</p>

項目	No	御意見の概要	市の考え方
その他	129	障害者やひとり親世帯など国や都や市が支援策を実行する際、その担当窓口や担当者は必ずと言ってよいほど「貰えるんだからありがたいだろ」という感じの対心をされるが、そもそも支給窓口は単なる窓口であって、担当者の資産から恵んでもらっている訳では無いのに、やってあげているという態度や話し方は凄く惨めで嫌な気分になる。役所で働く公務員の方のように誰もが余裕のある生活をしている訳では無い。特に障害者は日々の生活をするだけで想像以上に余計なお金がかかるという事を少しは理解してもらいたい。もっと担当部署に障害者の職員が居れば理解を得られるのでは無いかと思う。こういった話し合いも障害者の市民を複数人同席させての会議にしたらえれば具体的な、そして寄り添った制度になるのではと考えます。	このたび制度のあり方を検討するに当たり、市としても当事者・家族・専門家等の意見を聴取すべきと考え、障害者当事者団体からの推薦や市民公募等により委員を募り、検討委員会を設置いたしました。協議の結果、福祉タクシー券のメリット・デメリットを総合的に考慮し、様々な交通手段に利用できるよう現金支給とさせていただきますことを考えております。
その他	130	調布市のこの制度の対象者は何名なのでしょう。（数百人？数千円？）福祉タクシー券のあり方検討委員会でのようにして当事者（対象者）の意見聴取がされたのかあまり報告されていません。対象者はそれほど大人数ではないので、報告書や制度改正案作成以前にヒアリングやアンケート調査をすべきではないでしょうか。	対象者は約3千人です。このたび制度のあり方を検討するに当たり、市としても当事者・家族・専門家等の意見を聴取すべきと考え、障害者当事者団体からの推薦や市民公募等により委員を募り、協議を進めました。
その他	131	また、制度改正に当たっては、国・都に補助金の創設を求めるなど、何よりもまずは財源確保をしっかりと行うべき。財源をどこに分配するか。市税を投入してでも精神を対象に加えることは疑問。社会的弱者にしわ寄せがあるようでは本末転倒である。	様々な財政需要がある中、予算の分配については政策の優先順位を総合的に判断し、決定することになりますが、補助金創設の要望など今後の市政の参考とさせていただきます。
その他	132	今まではタクシー券を使用した場合に割引分が後日にタクシー会社へ補助金交付されると聞いていますが、今後も割引分の補てんがあるのでしょうか。今後も身障者手帳の提示により1割引きはできるのでしょうか	現行の福祉タクシー券制度では、タクシー券の使用分を後日市からタクシー会社へお支払いし、精算しております。現金で支払う場合には精算手続は発生いたしません。また、障害者手帳の提示によるタクシー運賃の割引制度については、市を超えた広域のサービスですので、引き続き御利用いただけます。
その他	133	8月より口座振り込みによる支給開始と記載があったが、4月から7月の補助はどうなるのか？この期間分のタクシー券等の補助の有無について説明があるとよい。	現金支給となった場合には令和6年4月分から7月分が8月に振り込まれます。現段階の予定では、この期間の福祉タクシー券等の補助はありません。
その他	134	ガソリン費の助成は保護者等の運転する車両も対象になりますかね。新制度（案）では、明示されていないが。	障害者の移動のために保護者等が運転する場合も対象になります。
その他	135	タクシー券廃止については、ハイヤー・タクシー協会と協議しなくてもよいのか？	福祉タクシー券については対象者への補助制度であるため、特別に事業者との調整が必要になるものはありませんが、検討委員会の設置や今回のパブリック・コメント実施の旨など、適宜情報提供を行っております。
その他	136	タクシー券が利用できる事業者(タクシー会社やNPOなど)の意見や考えは、今回の改正案に反映されているのでしょうか？ヒアリングの機会などはありましたか？他の自治体がどのような取り組みをしているのか。タクシー券から現金給付に切り替えたところでは、どのようなメリットやデメリットがあったのか、比較・検討はされたのでしょうか？	福祉タクシー券については対象者への補助制度であるため、特別に事業者からのヒアリングの機会は設けておりませんが、検討委員会の設置や今回のパブリック・コメント実施の旨など、適宜情報提供を行っております。また、検討委員会での協議に当たっては、その検討材料として先進市への視察を行いました。減額となるデメリットよりも、交通手段の幅が広がったことで、タクシー料金より安い方法で移動する選択肢が増えたことや、申請手続きの簡素化によるメリットの方が大きかったとのお話をいただいております。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
その他	137	この制度変更の現行及び新制度の各分類の対象者はそれぞれ約何人か示すこと。	(令和4年度福祉タクシー券交付者数) 身体1・2級, 知的1・2度 2452人(新制度) 2640人※精神1級含む (令和4年度福祉タクシー券交付者数) 身体3級 543人(新制度) 502人
その他	138	全市民を対象にしたこのパブリック・コメントにおいては、制度についてだけでなく、総額でいくらになるかという市政情報も、市政のオーナーとして必要情報であるが、総額が示されていないのは問題である。なぜ、示さないのか？ 示すこと。	今回のパブリック・コメントは、主に支給方法の変更と対象者の追加を対象としていたため、そちらを優先した結果、今回の改正案の資料となりました。改正後の予算総額は8千700万円ほどを見込んでおります。
その他	139	この制度変更に係わる費目とその金額は、市の予算書及び決算書のどこに記載されているか？	福祉タクシー券に関する予算科目は「款15民生費-項05社会福祉費-目10心身障害者福祉費-大事業30法外援護事業費-中事業10福祉タクシー事業費」です。
その他	140	高齢化が進むと対象者は増加する傾向があるか？	高齢化の進行と障害者の増加に直接の関係はありません。
その他	141	この助成制度の将来を見通した場合、今回の制度変更の背景にある「公共交通機関のバリアフリー化が進んできたこと」について、各種障害者の各種交通機関の利用しやすさ・困難さを示してください。未解決のバリアフリーの項目（例えば、ホームドアとか）についても。	国土交通省「公共交通移動等円滑化実績報告」によりますと、段差を解消したとされる旅客施設の割合は、平成23年度の81.1%から令和3年度の93.7%まで上昇しております。ただし、障害の程度は千差万別であり、いまだ障害者の移動は困難を伴うものと認識しております。令和7年度末までの整備目標達成を目指し、各項目で取組みが進められています。
その他	142	この制度変更（金額変更を含む）について、対象者の意見を確認するための調査を行うこと。この制度変更（金額変更を含む）について、対象者の意見をどのように確認したか示すこと。「学識経験者、障害者団体、当事者等で構成する「調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会」を設置し、協議をしてきた。」とあるが、すべての対象者を代表していないのではないのか？	個別の事情により様々な御意見がある中、市として可能な手段を検討した結果、学識経験者、障害者団体、当事者等（市民公募）から委員を募ることにしました。加えて、対象者も含めて広く意見を伺うため、パブリック・コメントを実施したところです。金額変更を含む調査という御意見については、今後の政策決定手法の参考とさせていただきます。
その他	143	この制度変更に係わる金額の総額および各分類の額の年度予算と実績について過去5年間の数値を示すこと、また、新制度の今後5年間の見込み額を示すこと。	福祉タクシー券事業費（料金補助金）の推移は次のとおりです。（H30年度）予算73,059千円、決算72,268千円（R元年度）予算73,400千円、決算70,565千円（R2年度）予算73,400千円、決算62,545千円（R3年度）予算66,000千円、決算68,035千円（R4年度）予算65,000千円、決算68,553千円 新制度の予算規模は約87,000千円を見込んでいます。以降5年間の予測は困難ですが、手帳所持者数が大きく変動する要因はないため、ほぼ横ばいと考えております。
その他	144	報告書でも周知の大切さが言われています。制度改正（案）により令和6年4月から改正予定のようです。半年もありません。それまでの間に、利用者、新たな対象者、新たに対象から外れる方、タクシー事業者、車椅子福祉タクシー事業者などに、どのように周知するのでしょうか。周知期間が短いように思います。通知を1枚送って「周知した」とされては、理解できない方も多いと思います。多様な周知の仕方を検討してください。もし、所得制限が設けられるお考えなら、なおさらです。	所得制限は実施いたしません。御意見を参考に複数の周知方法を検討いたします。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
その他	145	<p>昨今の世の中の情勢を思うに、障害者の経済状況は苦しくなるばかりです。タクシー券をいただいで15年ほどたちますが以前と金額は変わっておりません。私はここ1年ほど前から脚の状態が悪くなり、外出するのにバスが使えなくなり、ほとんどタクシーを利用しています。又他の病気のために2週間に1度通院しなければならず、往復福祉タクシーで送ってもらっています。タクシー代が毎月かさんでいます。せめてタクシー券が今の倍ほどいただけたら、少しは楽になるのですが、ぜひご考慮のほどお願いいたします。</p>	<p>様々な財政需要がある中、予算の分配については政策の優先順位を総合的に判断し、決定することになります。</p> <p>なお、金額に関する御意見は今回のパブリック・コメントの対象外となりますが、参考にさせていただきます。対象外の理由については以下のとおりです。</p> <p>調布市パブリック・コメント手続条例においては、第4条において「適用除外」の規定を設けています。</p> <p>その内容の一つに「納付すべき金銭及び金銭の給付に関する政策等の策定等をしようとする場合」と規定しており、当該規定に基づき、この度のパブリック・コメント手続において御案内させていただいたところです。</p> <p>その考え方として、納付すべき金銭や給付に関する政策等については、国が規則や省令などの命令等を制定するに当たり、「負担軽減」若しくは「受益の増大」を求める意見に偏ることが予測され、その案について広く国民から意見等を募集することを規定した行政手続法第39条において手続の対象外としていることから、法の趣旨に鑑みて、調布市パブリック・コメント手続条例においても意見募集の対象外としているものです。</p> <p>※上記の内容については、パブリック・コメント手続条例に関する「条文とその解説」として、市ホームページでも公表させていただいておりますので、御参照ください。</p>
その他	146	<p>①物価高騰の影響によりガソリン代の助成金額を上げるべきだと考えます。 ②タクシー券もガソリン代助成額に合わせた金額にするべきです。</p>	<p>様々な財政需要がある中、予算の分配については政策の優先順位を総合的に判断し、決定することになります。</p> <p>なお、金額に関する御意見は今回のパブリック・コメントの対象外となりますが、参考にさせていただきます。対象外の理由については以下のとおりです。</p> <p>調布市パブリック・コメント手続条例においては、第4条において「適用除外」の規定を設けています。</p> <p>その内容の一つに「納付すべき金銭及び金銭の給付に関する政策等の策定等をしようとする場合」と規定しており、当該規定に基づき、この度のパブリック・コメント手続において御案内させていただいたところです。</p> <p>その考え方として、納付すべき金銭や給付に関する政策等については、国が規則や省令などの命令等を制定するに当たり、「負担軽減」若しくは「受益の増大」を求める意見に偏ることが予測され、その案について広く国民から意見等を募集することを規定した行政手続法第39条において手続の対象外としていることから、法の趣旨に鑑みて、調布市パブリック・コメント手続条例においても意見募集の対象外としているものです。</p> <p>※上記の内容については、パブリック・コメント手続条例に関する「条文とその解説」として、市ホームページでも公表させていただいておりますので、御参照ください。</p>
その他	147	<p>タクシー券の支給額が全然足りません。府中療育センターに複数科に通っているため、行く回数が多いのですが、一回に往復で約8千～1万円程度かかるため今の支給額だと3回くらい行くと無くなってしまいます。車椅子や椅子の修理、補装具の調整などがあると頻繁に行かなければならぬため、ほとんどが自腹になってしまいます。その他にも病院の診察や学校に迎えに行かなければならない時もあるので使用回数が多いです。支給額を増やすか、もしくは、全額を請求すれば戻ってくる制度にしてほしいです。車の免許を持っていないためタクシー券が無くなってしまうと本当に困ってしまいます。よろしくお願い致します。</p>	<p>様々な財政需要がある中、予算の分配については政策の優先順位を総合的に判断し、決定することになります。</p> <p>なお、金額に関する御意見は今回のパブリック・コメントの対象外となりますが、参考にさせていただきます。対象外の理由については以下のとおりです。</p> <p>調布市パブリック・コメント手続条例においては、第4条において「適用除外」の規定を設けています。</p> <p>その内容の一つに「納付すべき金銭及び金銭の給付に関する政策等の策定等をしようとする場合」と規定しており、当該規定に基づき、この度のパブリック・コメント手続において御案内させていただいたところです。</p> <p>その考え方として、納付すべき金銭や給付に関する政策等については、国が規則や省令などの命令等を制定するに当たり、「負担軽減」若しくは「受益の増大」を求める意見に偏ることが予測され、その案について広く国民から意見等を募集することを規定した行政手続法第39条において手続の対象外としていることから、法の趣旨に鑑みて、調布市パブリック・コメント手続条例においても意見募集の対象外としているものです。</p> <p>※上記の内容については、パブリック・コメント手続条例に関する「条文とその解説」として、市ホームページでも公表させていただいておりますので、御参照ください。</p>

項目	No	御意見の概要	市の考え方
その他	148	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、年金生活者にとり、福祉タクシー券の助成は大きな支えであり、有り難く感謝です。</li> <li>・高齢者、年金生活者は、自家用車を手放し、また運転免許証返納したものととり大きな助成となります。</li> <li>・タクシー会社により、タクシー券での支払いに明らかに嫌悪を表すドライバーがいます。やはり現金支払いが基本なのでしょう。</li> <li>・タクシー券で支払時、自分で金額を確認（数える）しろと、荒い口調で言うドライバーがいます。もしこちらが間違ってもそのまま受け取るのかと思います。</li> <li>・高齢者は医療機関への通院が多く、出来るだけ公共交通機関との併用で使わせて貰っています。しかし通院回数や天候により半年で使い切ってしまう事もあります。当然、遠距離での使用は無く、精々自宅から最寄りの駅までです。市の財政もありますが、わずかでも増額になれ有り難いです。レジャーでは使いません。</li> </ul>	<p>様々な財政需要がある中、予算の分配については政策の優先順位を総合的に判断し、決定することになります。</p> <p>なお、金額に関する御意見は今回のパブリック・コメントの対象外となりますが、参考にさせていただきます。対象外の理由については以下のとおりです。</p> <p>調布市パブリック・コメント手続条例においては、第4条において「適用除外」の規定を設けています。</p> <p>その内容の一つに「納付すべき金銭及び金銭の給付に関する政策等の策定等をしようとする場合」と規定しており、当該規定に基づき、この度のパブリック・コメント手続において御案内させていただきますところ です。</p> <p>その考え方として、納付すべき金銭や給付に関する政策等については、国が規則や省令などの命令等を制定するに当たり、「負担軽減」若しくは「受益の増大」を求める意見に偏ることが予測され、その案について広く国民から意見等を募集することを規定した行政手続法第39条において手続の対象外としていることから、法の趣旨に鑑みて、調布市パブリック・コメント手続条例においても意見募集の対象外としているものです。</p> <p>※上記の内容については、パブリック・コメント手続条例に関する「条文とその解説」として、市ホームページでも公表させていただいておりますので、御参照ください。</p>
その他	149	手紙をいただいて読んでも意味がさっぱりわかりません。3級の手帳をいただけていますが、病院に通うのにバスも通ってませんのでぜんぜんたりませんので、こままってしまいます。よろしくお願い致します。	<p>金額に関する御意見は今回のパブリック・コメントの対象外となりますが、参考にさせていただき ます。対象外の理由については以下のとおりです。</p> <p>調布市パブリック・コメント手続条例においては、第4条において「適用除外」の規定を設けて います。</p> <p>その内容の一つに「納付すべき金銭及び金銭の給付に関する政策等の策定等をしようとする場 合」と規定しており、当該規定に基づき、この度のパブリック・コメント手続において御案内さ せていただいたところ です。</p> <p>その考え方として、納付すべき金銭や給付に関する政策等については、国が規則や省令などの命 令等を制定するに当たり、「負担軽減」若しくは「受益の増大」を求める意見に偏ることが予測 され、その案について広く国民から意見等を募集することを規定した行政手続法第39条におい て手続の対象外としていることから、法の趣旨に鑑みて、調布市パブリック・コメント手続条例 においても意見募集の対象外としているものです。</p> <p>※上記の内容については、パブリック・コメント手続条例に関する「条文とその解説」として、 市ホームページでも公表させていただいておりますので、御参照ください。</p>
その他	150	福祉タクシー券を利用させて頂いております。2束分を頂いたおりましたが、毎年使い切れずに残ってしまいます。（……とは言っても、1束半ぐらいは利用してしまってます）少量でも削減が可能なようでしたら、余る分を他の必要な方に渡せるような運用が出来れば良いなと思いました。	御意見にあるような状況もあることから、検討委員会では、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給とさせていただくことを考えております。
その他	151	使わず残ってしまったタクシー券は返還金額と同じ額の調布市内で利用できる商品券や割引券と交換できると嬉しい。もったいなさが減るのではないのでしょうか。宜しく御願いたします。	福祉タクシー券については、障害者の移動手段の支援として実施しているものですが、御意見については、今後の参考とさせていただきます。
その他	152	1.都内の病院に通院していますがタクシー券使用時に待たなければならず使用可能な会社を増やして欲しい。 2.対象のタクシーが来たとき外部より見て分かるようにタクシーにマーク（目印）を検討お願いします。	御意見にあるような状況もあることから、検討委員会では、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給とさせていただくことを考えております。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
その他	153	<p>タクシー券についていつも感謝しておりましたが、値上りの多い昨今さぞ大変であろうと思っております。私は昨年二度目の心臓弁膜病の手術をしていただき元気しておりますが夏は良いのですが冬になると北風に向っては歩けない日もあり北に向って行く病院だけはタクシーを利用させていただき助かっておりますがバスで行ける所はつねにバスですので一冊余りますので、半分にして下さって結構です。車椅子の方はバスにも乗る時大変ですし皆さんに迷惑がかりますしそうした方には出して上げて欲しいです私も一人暮らしで雨の日とかどうしても外出しなければ・・・と云う時は使わせて頂いていましたが半分でも出していただければ幸いです。宜しくお願い致します</p>	<p>御意見にあるような状況もあることから、検討委員会では、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給とさせていただきますことを考えております。</p>
その他	154	<p>タクシー券対象者の娘です。自身も精神2級を持っているため、天候などに体調左右されます。母とは離れて暮らしていますが、自身が母親の病院の送り迎えをする時に、電車バスの乗り継ぎの為しんどい時があります。本人だけでは無く、お世話する者も条件付きで良いのでタクシー券を使っても良いことになると大変助かるなど思います。ご検討よろしくお願い致します。</p> <p>対象者を介護している娘です。昨日、条件付きで良いので介護者もタクシー券を利用できると助かりますとコメントしました。</p> <p>自分は母のお世話をしているのですが、精神2級を持っています。自分の具合が悪くても母のお世話をしないといけません。別居して母は1人暮らしです。</p> <p>普段は自転車で母の家に行っていますが、雨の日や具合が悪いと電車とバスを乗り継いで行っています。その時、母の家へ行くのにタクシー券を利用してタクシーを使えることも助かります。そのように利用できると私も楽になります。よろしくご検討お願い致します。</p>	
その他	155	<p>タクシー券は継続してほしいですが、上記の理由で使い切れないことも多いので、タクシー券の枚数が半分くらいになってもよいと思っています。</p>	
その他	156	<p>福祉タクシー券の有効期限は1年ですが、延長はできないのでしょうか？市の予算が1年のため、仕方がないのでしょうか？手前勝手ですが、増額は検討いただけないのでしょうか？</p>	<p>現行の福祉タクシー券の有効期間については、予算執行等の観点から1年とさせていただいております。なお、金額に関する御意見は今回のパブリック・コメントの対象外となりますが、参考とさせていただきます。対象外の理由については以下のとおりです。</p> <p>調布市パブリック・コメント手続条例においては、第4条において「適用除外」の規定を設けています。</p> <p>その内容の一つに「納付すべき金銭及び金銭の給付に関する政策等の策定等をしようとする場合」と規定しており、当該規定に基づき、この度のパブリック・コメント手続において御案内させていただいたところでした。</p> <p>その考え方として、納付すべき金銭や給付に関する政策等については、国が規則や省令などの命令等を制定するに当たり、「負担軽減」若しくは「受益の増大」を求める意見に偏ることが予測され、その案について広く国民から意見等を募集することを規定した行政手続法第39条において手続の対象外としていることから、法の趣旨に鑑みて、調布市パブリック・コメント手続条例においても意見募集の対象外としているものです。</p> <p>※上記の内容については、パブリック・コメント手続条例に関する「条文とその解説」として、市ホームページでも公表させていただいておりますので、御参照ください。</p>

項目	No	御意見の概要	市の考え方
その他	157	<p>大変助かっております。又、今回の前向きな対応有難うございます。上肢機能障害により①乱筆②余り詳細に書けません以下に概略の意見を述べます。(改正案見ておりませんが…)</p> <p>1. 業者により対応、料金体系に差がありすぎる</p> <p>①大手タクシー会社は予約が前日になる迄出来ない(例、京王タクシー、他も多分同様と思います)</p> <p>②料金体系が異なる</p> <p>イ、年会費を取る(例、調布ハンディキャブ 3,000円)</p> <p>ロ、迎車費用を取る(例、コアラ調布 600円)</p> <p>ハ、介古料を取る(例、同上 1,000円 すまいるハイケア→わざと遠回りしている感じがする(料金高い) 片道1,500円)</p> <p>ニ、高速料金は現金(例、失念)</p> <p>ホ、メータ代より安い(例、自立応援団…大変有難い)</p> <p>ヘ、乗車サービスのみで他は一切介助しない、介古料を取らない業者に多い</p> <p>2. 調布の業者が少い</p> <p>或いは調布がもしれないが多くは携帯(080- )で仲々つながらない(事務所が調布にあるのかどうかは判らない)</p> <p>以上の通りマチマチで業者選定に苦慮してます</p> <p>1. 「予約何日前から」「迎車料」「介助料」「年会費」等一覧表になってると有難い→予約しても仲々決まらない為二番手業者に遅くなってキャンセル等迷惑をかけている</p> <p>乱文、乱筆で済みません。</p> <p>2. 携帯電話でも折り返し電話してくれるようなシステムだと有難い</p>	<p>御意見にあるとおり、料金体系や予約方法は、各タクシー会社のシステムや体制によって様々です。一覧表のような形式でまとめるのが難しい状況がありますが、現状を少しでも改善できるよう、可能な手段を検討いたします。</p>
その他	158	<p>タクシー券そのものは、非常に利用しやすく、便利に使わせていただいています。ただ、継続利用のための書類が郵送で届くため、重度視覚障害者には記入がかなり負担となります。利用継続の手続きは、ウェブからできるなど、毎回書類を書かなくて良くなると助かります。</p>	<p>昭和54年の福祉タクシー券の制度開始当初と比べ交通事情も変化し、障害者の移動に関するニーズも多様化していることから、検討委員会では、幅広い交通手段に対応できる支給方法や対象者の見直しについて協議して参りました。現行制度を含め各案のメリット・デメリットを総合的に考慮した結果、現金支給とさせていただきますことを考えております。申請手続き等については、負担を軽減できるよう努めて参ります。</p>
その他	159	<p>狛江ハイタウン折り返し場～つつじヶ丘駅までのバスが突然なくなって非常に困っています。再開して欲しいです。</p>	<p>バス路線に関する御意見については、今回のパブリック・コメント手続の意見募集の対象外となりますが、今後の参考にさせていただきます。</p>
その他	160	<p>車椅子福祉タクシーについて→ 調布市が契約している車両数がどのくらいか把握していないのですが、実家の父が民間の福祉タクシーを利用した際、介護者が2名だったこともあり、ものすごく高く腰を抜かしそうになりました。契約外のタクシーを使わずに済むよう本当に必要な方が優先的に使えるような仕組みづくりをお願いします。自分で車いすから車両に移動できる方などは案にあったようにUDタクシーをお勧めするので良いと思います。そのためにもUDタクシーを増やすようタクシー会社に働きかけて頂きたいです。ストレッチャー使用の方、車椅子から移動するのが困難な方が手厚い補助を受けられることを望みます。</p>	<p>車椅子福祉タクシーは今回のパブリック・コメントの対象外ですが、御意見を参考に、利用者にとって使いやすい制度となるよう改善してまいります。</p>

項目	No	御意見の概要	市の考え方
その他	161	<p>検討委員会報告書で、車椅子福祉タクシーの対象者などについても検討されていることがわかりました。調布市の車椅子福祉タクシーの制度は、一般のタクシーでは利用しにくい当事者にとってたいへん助かる制度です。車椅子福祉タクシーでなければ移動できない方が使えるようにという整理はわかりますが、周知期間を十分とり、車椅子福祉タクシー事業者にもこれまで利用してきた方にも、通知を出して終わりではなく、十分説明する機会を設けて納得していただくことが大切だと思います。</p> <p>UDタクシーの利用拡大も大切だとは思いますが、スロープを出すまでに時間がかかる印象で、タクシー事業者が嫌がらないのかなどの不安もあります。UDタクシー事業者と運転手、車椅子利用者が一緒に利用の練習するような機会を繰り返し設けていただけると、お互いに利用のハードルが下がるのではないのでしょうか。</p> <p>また、今回の制度改正で、車椅子福祉タクシーを利用する方が減り、車椅子福祉タクシー事業者の経営が立ち行かなくなって廃業するようなことがあると、利用者にとってはマイナスです。そのようなことにならないよう、市としても、十分な対応をしていただきたいです。</p>	<p>車椅子福祉タクシーは今回のパブリック・コメントの対象外ですが、制度の適正運用の検討とあわせて、現在の事業者数の水準を確保できるよう努めてまいります。</p>
その他	162	<p>(仮称)お出かけサポート手当の交付手続き時、その他被交付者との接点がある場合に、健康推進課と連携したうえで、受動喫煙防止に関するチラシや、禁煙治療・支援に関する資料を渡し、禁煙や受動喫煙防止に関する啓発をしてほしい。被交付者が喫煙者であった場合、その障がいの起因は喫煙が原因の1つである可能性があり、喫煙を継続すればさらに進行する懸念もある。税金で補助する以上、それ以上の負担が市に生じたり受動喫煙で周囲に健康を害したりしないよう、被交付者に対し配慮を求めているしてほしい。</p>	<p>当事者の方への禁煙や受動喫煙防止の啓発については、一律に対応することは適切でないものと考えています。個々の障害の種別や程度に応じた対応を検討してまいります。</p>
その他	163	<p>タクシー券を支給されている方への周知、パブリック・コメントの意見をもらって下さい。</p>	<p>福祉タクシー券の交付者や対象者も含めた意見を集めるため、今回のパブリック・コメントを実施しております。</p>
その他	164	<p>「支給金額」についてはパブリックコメントの対象外とのことですが、大きな不安が残ります。制度設計上、かなり重要なところなのに、意見募集の対象外とされてしまうのは、納得がいきません。</p>	<p>対象外の理由については以下のとおりです。</p> <p>調布市パブリック・コメント手続条例においては、第4条において「適用除外」の規定を設けています。</p> <p>その内容の一つに「納付すべき金銭及び金銭の給付に関する政策等の策定等をしようとする場合」と規定しており、当該規定に基づき、この度のパブリック・コメント手続において御案内させていただいたところ です。</p> <p>その考え方として、納付すべき金銭や給付に関する政策等については、国が規則や省令などの命令等を制定するに当たり、「負担軽減」若しくは「受益の増大」を求める意見に偏ることが予測され、その案について広く国民から意見等を募集することを規定した行政手続法第39条において手続の対象外としていることから、法の趣旨に鑑みて、調布市パブリック・コメント手続条例においても意見募集の対象外としているものです。</p> <p>※上記の内容については、パブリック・コメント手続条例に関する「条文とその解説」として、市ホームページでも公表させていただいておりますので、御参照ください。</p>
その他	165	<p>この件では利用者の無作為抽出でアンケートをしたとのことですが、今回のような全市民のパブコメよりも、むしろ利用者アンケートの層厚くして、サンプル数を増やし、当事者の希望を生かすべきではないでしょうか。</p>	<p>御意見のような意見聴取の方法につきましては、今後の政策決定手法の参考とさせていただきます。</p>

項目	No	御意見の概要	市の考え方
その他	166	「「支給金額」については、パブリック・コメント手続きにおける意見募集の対象外」となりますが、この度の条例改正に伴う従前の制度との比較の参考として掲載しています。*調布市パブリック・コメント手続条例第4条（適用除外）の規定に基づくものです。」とあるが、この意味は何か説明すること。 条例第4条は、「次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の規定は適用しない。ただし、実施機関が第1条の目的に照らしてパブリック・コメント手続を実施する必要があると認めたとときは、この限りでない。 （1）納付すべき金銭及び金銭の給付に関する政策等の策定等をしようとする場合（以下省略）」とある。 このパブリック・コメントを実施していることからして、条例第4条のただし書きを適用して、実施していると考えが、正しいか？ その場合、「「支給金額」は（中略）意見募集の対象外となります」という解釈は誤っているのではないか？	今回のパブリック・コメントは、支給方法の変更と対象者の追加を主な対象とし、実施しております。支給金額については規定により意見募集の対象外となりますが、お伝えすべき内容と考え、参考情報として記載させていただきました。
その他	167	「支給金額」が「参考として記載」という意味は、どういう意味か説明を求める。金額そのものは、この制度そのものと独立に扱えるから、どのような決定プロセスで決めるのか示すこと。当事者にとっては安易に減額されてよいものではない。	パブリック・コメント手続の意見募集の対象外ではありますが、お伝えすべき内容と考え、案段階ではありますが情報提供させていただきました。改正内容については、今後条例案として調製し、議会の審議を経て決定するプロセスとなります。
その他	168	報告書だけではそもそもの論点が分かりづらいと感じたことを述べる。前提としてのバリアフリーの改善が感じられない。京王多摩川駅の現状は程遠い。 改善や見直しは必要だがそもそも重度障害者が社会参加しやすい環境作りの一環として全体的に行われている事業です。 各報告書の意見は極めて狭い範囲の意見に感じます。内容も福祉タクシー券の趣旨とすれがあり他の福祉対策で行うべき案件も見受けられます。	「不公平」とは、検討委員会の協議の中で、精神障害2級の方については、家族環境などの個別の事情を判断材料に加え、状況によっては対象にしてほしいとの意見に対し、他の障害はあくまでも等級を対象者の要件としているため、特定の方だけ個別判断するのは公平ではないという内容です。 今後は、分かりやすい報告書の作成に努めるとともに、今後の市政の参考にさせていただきます。
その他	169	制度改正（案）において、新制度の概要について、もう少し丁寧に説明をしてほしかった（表形式にしてわかりやすく作られたことは理解する。）。 例えば、対象者が交通機関を利用した際にかかった経費について市が当該経費分を補填するのであれば、対象者は、いつまでに、どのような書類を市に申請する必要があるのか？そうではなく、支給金額は、交通機関を利用した、していないにかかわらず一律30,000円（3級を除く。）が支給されるので対象者は市に申請するのは初回のみで良い？、などのことについて最終的な市の考えに関する説明がない。したがって、新制度の概要が明確にイメージできない。	現金支給の場合、手当として支給しますので、利用の有無に関わらず定額の振込みとなります。そのため、申請は初回のみです。
その他	170	「車椅子福祉タクシー」とは何を指しているのか、わかりにくいと思います。民間の介護タクシーやNPOなどが運営するハンディキャップ（福祉有償運送？）、ユニバーサルタクシーなどなど。だれが対象でどのようなときに利用することができるのか。用途や利用できる基準について整理する必要があります。	車椅子福祉タクシーについては今回のパブリック・コメントの対象外ですが、わかりやすい制度となるよう改善を進めてまいります。
その他	171	名称は「外出支援」や「交通費助成」などの表現が良いのではないのでしょうか。 「お出かけ」だと娯楽費の支給のような印象を受け、不公平感を感じる方もいるかもしれないと思いました。	手当の名称については、他制度との差別化やわかりやすさ等を考慮するとともに、御意見を参考に検討してまいります。
その他	172	「お出かけサポート手当」の名称について、個人的には、「お出かけ」という余暇など楽しみのための外出のように感じます。検討委員会では、サービスの部分が整っているので…それらではカバーできない余暇の部分に着目し時代に即した制度に」という意見もあったようです。余暇にも活用したらいいと思いますが、まだまだ通院にも苦労している方がいると思います。言葉は硬いですが、「お出かけサポート手当」より、「移動手当」「移動サポート手当」「外出サポート手当」などの方が、しっくりきます。	

項目	No	御意見の概要	市の考え方
その他	173	新制度の名称は、「お出かけサポート手当」よりも「外出サポート手当」が良いと思います。	手当の名称については、他制度との差別化や分かりやすさ等を考慮するとともに、御意見を参考に検討してまいります。
その他	174	新しく枠を広げるのであれば新規予算を組むよう取り組んで下さい。	様々な財政需要がある中、予算の分配については政策の優先順位を総合的に判断し、決定することになりますが、今後の参考にさせていただきます。
その他	175	検討委員会報告書を読むと、対象者が増えると、一人あたりの金額が減るのは仕方ない、という論調が主流だったように思います。 現在の福祉タクシー券の予算と同じ予算を、対象者を広げて割り振る、ということでしょうか。これまで支援がより遅れていた精神障害のある方への支援を広げるのは当然ですが、そのために、他の障害のある方への支援を減らすのは違うと思います。 必要な予算額を確保して、支給してもらいたいです。	